平成29年度

国の施策に関する提案書

平成28年8月

中国地方知事会

中国地方を取り巻く重要な課題や主要事業について、次のとおり提案いたしますので、平成２９年度国庫予算編成及び施策の決定に当たり、格別の御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成２８年８月

中国地方知事会

鳥取県知事　平　井　伸　治
島根県知事　溝　口　善兵衛
岡山県知事　伊原木　隆　太
広島県知事　湯　﨑　英　彦
山口県知事　村　岡　嗣　政

目　　次

「人口減少克服・地方創生」の推進 …… 1
大規模災害に備えた防災・減災対策等 …… 6
原子力発電の安全確保対策等と再生可能エネルギー政策の推進 …… 10

Ⅰ　地方行財政関係

1　地方分権改革の推進 …… 14
2　地方税財源の充実確保 …… 16

Ⅱ　農林水産・商工労働関係

3　経済・雇用対策の充実強化 …… 20
4　地域農林水産業の振興 …… 23

Ⅲ　国土交通関係

5　高速道路ネットワーク等の整備促進 …… 28
6　港湾整備事業の推進 …… 30
7　地方交通基盤の整備 …… 32
8　離島・中山間地域の総合対策の充実強化 …… 35
9　地域情報化の推進 …… 38
10　外国人観光旅客の誘致促進 …… 40

Ⅳ　社会・文教関係

11　保健・医療・福祉の充実等 …… 42
12　医療保険制度の見直しへの対応及び地域医療の確保等 …… 48
13　原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化 …… 53
14　学校教育の充実等 …… 55

Ⅴ　環境・エネルギー関係

15　環境保全対策の推進等 …… 58
16　次世代エネルギーへの取組の推進 …… 63

Ⅵ　領土・基地関係

17　竹島の領土権の早期確立等 …… 65
18　日本海における漁業秩序の確立 …… 67
19　岩国基地関連対策の推進・充実及び住民の平穏な生活を乱す
　　米軍機の飛行訓練への対策 …… 68

「人口減少克服・地方創生」の推進

（内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省）

【理　由】

昨年実施された国勢調査により、我が国が本格的な人口減少社会に突入したことが鮮明になった。さらに、東京都への転入超過は、2012 年以降４年連続で増加しており、東京一極集中の傾向も依然として続いている。

地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行しており、今後、そのスピードがさらに加速すると見込まれることから、一刻も早く人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を構築していくことが、喫緊の課題となっている。

この課題解決に向けては、地方自ら、地域が直面している課題について考え、創意工夫しながら、魅力ある地域づくりの取組を進めると同時に、国においても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）」に掲げた「「東京一極集中」を是正する」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する」、「地域の特性に即して地域課題を解決する」の３つの基本的視点に沿って、強力に政策を推進していくべきである。

地方が地域の実情に応じた取組を推進できるよう、次の事項について強く求める。

【提　案】

１　地方への分散のために

（１）「地方」への移住・定住

地方暮らしの魅力をＰＲする継続的なキャンペーンやマスメディアの活用などにより、地方志向へと価値観を転換するような機運醸成の取組を積極的に進めること。

また、移住者の住まいや就職等に対する支援、移住相談窓口の充実など、地方が独自に取り組む施策に対して十分な支援措置を講じること。

（２）企業の地方分散

東京一極集中を是正し、全国各地で多様で活力を有する地域を創出するため、国は、企業の本社機能や研究開発拠点等の東京圏から地方への移転について、数値目標を設定するとともに、企業の相談窓口、情報発信の拠点となる施設を設けるなどにより、促進すること。

また、企業が地方に移転する上でのインセンティブがより高まるよう、企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制や、東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度の創設などにより、税負担の軽減を拡充すること。

（３）国家戦略としての政府関係機関の地方分散

「政府関係機関移転基本方針」に基づき、地方移転を行うとされた機関については、その具体化に向けた関係者間協議を、国が主体となって精力的に進め、速やかな移転実現を図ること。

また、移転に伴う用地の確保、施設の整備、職員住宅の確保など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とし、移転先自治体の負担軽減を図るとともに、移転後の国の機関としての機能確保や、共同研究の実施など地方関係機関や民間研究機関・企業との連携を踏まえ、適切な体制を整えること。

併せて、東京一極集中の是正や地方創生の観点から、政府関係機関の地方移転を今回限りの一過性のものとすることなく、今後も国家戦略としてさらなる移転に取り組むこと。

なお、今後の取組を進めるに当たり、ＩＣＴを活用したテレビ会議やテレワーク等、中央省庁の移転に係る実証実験（社会実験）については、中央省庁のほか独立行政法人も含めて行うこと。

（４）大学・研究施設の地方分散

大都市に集中している大学・研究施設の地方移転や、大都市での大学の新設や定員の抑制を進めること。特に、工学系や農学系など地方に研究資源が豊富に存在する分野の地方移転は、研究内容の向上や地方における産業振興にもつながることから重点的に取り組むこと。

また、地域に必要な人材の育成や、地域の多様な主体と連携し課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分見直しなど、地方の大学への支援を充実させること。

（５）「生涯活躍のまち（日本版ＣＣＲＣ）」構想の検討

「生涯活躍のまち（日本版ＣＣＲＣ）」構想については、受け入れ側となる地方において、財政負担の増加、介護施設やサービス付き高齢者向け住宅の確保、医療・介護人材の確保・育成等への懸念があり、住所地特例のさらなる拡大や介護費用の地方負担を調整する財政調整交付金の配分見直し、サービス付き高齢者向け住宅の地域の特性に応じた要件の緩和など、都市部の高齢者が移住しやすい環境づくりも含め、地方の実情に十分即した形で検討し、円滑な実現を図ること。

２　結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるために

（１）若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう社会づくりの推進

若者がそれぞれのライフプランを描き、結婚、妊娠、出産、子育ての希望がかなうよう、雇用の安定、出会いの場の提供、不妊治療支援の拡充、安心・安全な周産期医療体制の確保、子育て支援施策の充実など、切れ目ない支援制度づくりを進めること。

また、結婚や家庭の良さを前向きに考えてもらうためのキャンペーンの展開や、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発などにより、若年層の関心を高めるとともに、社会全体で応援する気運づくりを推進すること。

（２）地域の実情に応じた取組への支援制度の充実

国の平成２８年度当初予算に計上された地域少子化対策重点推進交付金につ

いては、従来の地域少子化対策強化交付金に比べて事業内容が限定されるなど、採択要件が厳格化されていることから、地方が地域の実情に応じて柔軟に事業実施できるよう、より自由度の高いものとするとともに、補助率の引き上げと規模の拡大を図ること。

（３）子育て家庭等の経済的負担の軽減

子どもは国の未来を担う存在であり、社会全体で子どもを育てるという認識に立ち、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料・教育費や子どもの医療費の軽減など、国の責任において、大胆な経済的支援制度を創設すること。

特に、多子世帯や若い世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・幼稚園等の保育料の負担軽減について、思い切った施策を講じること。

なお、子育て支援に係る医療費助成等の地方単独事業に伴う国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、速やかに廃止すること。

（４）保育サービスの充実及び財源の確保

子ども・子育て支援新制度において、保育サービスの量的拡充と質の改善が同時に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、深刻な保育士不足を解消するため、保育士の処遇を抜本的に改善し、保育士の確保に向けた取組の拡大を図ること。

また、地方において効率的・効果的な保育事業が実施できるよう、３府省に分かれた施策が一体的に執行できるよう制度の見直しを図ること。

さらに、保育士不足やその他保育に係る課題は各県や地域で異なることから、それぞれの実情に応じて、柔軟かつきめ細かに対応できる施策を機動的に実施できるよう、保育サービス全般に活用できる交付金の創設など、自由度の高い財政的な支援等の措置を講ずること。

（５）女性の活躍促進、仕事と家庭の両立に向けた社会環境の整備

女性の就業継続や再就職、起業・創業支援、男性の家事・育児・介護の分担に対する意識改革、保育所や放課後児童クラブの充実による待機児童対策、育児や介護に関する休業制度が利用しやすい職場風土の醸成といった環境づくりや介護サービスの充実などの取組を総合的に推進し、誰もが仕事と家庭を両立でき、安心して働き続けられる環境を整えること。

また、税制面などのインセンティブ等により、女性の活躍や男性の家事・育児参画の促進に向けた取組を行う企業の支援を充実させること。

（６）三世代同居・近居の促進

祖父母など世代間で助け合いながら子育て、孫育てができるよう、新たに措置された三世代同居住宅の新築・改築への支援や、所得税の軽減措置などの三世代同居・近居を支援するための優遇策等のさらなる拡充を図ること。

３　人が集まり・人が定着する　魅力ある地方をつくるために

（１）地域産業の競争力強化

地方の企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実させること。

また、「地域資源」や「伝統・技術」、地方の特性を活かした産業など、地方の創意工夫をビジネスとして発展させるため、地方の取組を支援すること。

（２）外国人観光客の受入促進

海外に対する情報発信を強化するとともに、税関・出入国管理・検疫（ＣＩＱ）などの受入体制の整備・充実のほか、国際的に質の高い観光地の形成に向けて、「日本版ＤＭＯ」の形成・支援、外国語併記の観光案内標識の設置、無料公衆無線ＬＡＮの整備、緊急時の情報伝達、多言語に対応できる人材育成などの環境整備に取り組むこと。

（３）農林水産業の成長産業化

「地方創生」の中核となる強い農林水産業と活力ある農山漁村の実現に向け、新規就業者の確保・定着、経営感覚に優れた経営体の育成、６次産業化、輸出拡大への支援など農林水産業の生産性の向上や高付加価値化による競争力強化を図るとともに、生産基盤の整備を計画的かつ着実に推進し、農林水産業を成長産業へと飛躍させる対策を強力に推進すること。

（４）専門的な人材の地方への呼び込み

都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組の円滑な実施を支援するとともに、企業が海外展開を行う場合の即戦力人材など、地方だけでは確保しにくい人材確保を支援すること。

（５）地方の教育の充実・魅力向上

地方が取り組む、幼児・初等中等教育の質の向上、高等教育の質・量の充実、グローバル人材の育成など、特色ある教育のさらなる充実・強化に向け、必要な財政支援や制度の創設などを検討すること。

また、地方でも充実した高等教育を受けられる環境を整備し、地域産業の担い手となる高度人材を育成・確保するとともに、教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、「知の拠点」である地方の大学への支援を充実させ、その機能強化を図ること。

（６）地方の実情に応じた人口対策の推進

人口流出を防止するため、人口規模などの一律の基準で地方拠点都市に都市機能、行政機能などを集約させる施策だけではなく、小規模な都市や中山間地域、離島地域においても高齢者や若者も含めた人々が住み続けることができるよう、定住自立圏や小さな拠点の形成の支援などと併せ、これらの要件を満たさない地域においても、実情に応じたまちづくり事業に取り組めるような支援策を講じること。

４　人口減少克服・地方創生の取組を推進するために

地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成２８年度地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。特に、これに係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを考慮

すること。

また、地方創生推進交付金については、地方が地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえて施策展開を図れるよう規模を拡大し、継続的なものにするとともに、地方の意見を十分に踏まえ、手続きを簡素化したうえで、地方団体ごとの申請事業数及び交付金額の上限設定や対象経費、先駆型の対象事業を複数地方団体が共同して申請する広域連携事業に限定していることなどの制約について大胆に撤廃・緩和するなど、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方の財政負担については、平成２９年度以降も、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

５　地方自らが創意工夫を発揮するために

（１）地方分権改革の推進

地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、「提案募集方式」において地方から提案のあった事項については、財源確保の措置も含め、政府全体として、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で取り組むこと。

なお、移譲が、提案の一部の限定的、断片的な事務・権限に留まることのないよう配慮するとともに、「検討を行う」などとされた提案については、地方分権改革有識者会議等において適切にフォローアップを行い、提案が早期に実現するようスピード感を持って取り組むこと。

また、地方版ハローワークの検討に当たっては、国と同等の機能を持つ地方版ハローワークでなければ大きな効果は期待できないことから、地方側と十分協議を行い、地方の実情に即した制度設計とするとともに、十分な支援措置を講じること。

さらに、「国家戦略特区（地方創生特区を含む）」については、地方の創意工夫による大胆な取組を実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うこと。

（２）地方創生を支える基盤の整備

高速道路のミッシングリンク解消や暫定２車線区間の対策等をはじめとした高速道路ネットワークの整備、港湾機能の強化や空路の充実及び鉄道の高速化などにより、人や企業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差を早期に是正し、地方創生の基盤となる対流促進型国土の形成に取り組むこと。

大規模災害に備えた防災・減災対策等

（内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、国土交通省）

【理　由】

「平成２８年熊本地震」は、熊本県を中心に、甚大な被害をもたらした。

この度の大地震により犠牲となった方々に対し、衷心より哀悼の意を表するとともに、被災者の皆様に対して、心からお見舞いを申し上げる。

この大規模災害に対し、これまでも中国地方各県においては、被災地支援に取り組んできたところであり、今後とも最大限の対応を図ってまいる所存である。

近年、全国各地において、局地化・集中化・激甚化する豪雨により、水害や土砂災害が相次いでいる。「平成２６年８月豪雨」では、広島・山口両県を中心に発生した土砂災害により、「平成２７年９月関東・東北豪雨」では、堤防決壊等により、甚大な被害がもたらされた。

この度の熊本地震では、交通インフラが寸断され、災害対策拠点となる施設等の損壊や大規模な土砂災害が多数発生している。

このため、中国地方各県も協力し、被災地の一日も早い復旧・復興に向け、引き続き迅速な災害復旧を支援するとともに、これまでの災害を踏まえた防災・減災対策を推進し、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を創り上げていく必要がある。

また、東日本大震災による被害の範囲や規模、南海トラフ巨大地震の被害想定を鑑みると、大規模災害が発生した際には、安全確保や災害復旧をはじめ、産業面への影響についても、中国５県だけでの対応には限界があると言わざるを得ない。

加えて、東日本大震災や熊本地震による災害からの復興には、被災自治体のみならず、被災者受入自治体やその他の自治体が広範囲にわたり、様々な支援を講じなければならない状況の中、現行の災害救助法の枠組みや地方財政制度の下での対応にも限界がある。

さらに、公共土木施設等社会資本の老朽化が進む中、今後、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが飛躍的に高まることが懸念されているところである。

こうした中、国においては、平成２７年９月に「防災推進国民会議」を立ち上げるとともに、平成２８年度予算において、防災・減災対策やインフラ老朽化対策等による「国民の安全・安心の確保」を重点分野に掲げるなど、総合的かつ戦略的な取組が進められようとしている。

中国地方としても、国の動きに呼応し、今後想定される災害においても十分に機能する社会インフラの確保等計画的なハード整備に加え、災害の未然防止や災害時の被害を最小限に抑えるため、地域防災力の向上に係るソフト対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

【提　案】

１　防災・減災対策に係る各種ソフト施策の充実

（１）住民のライフスタイルや、地域、学校及び民間事業者などの対象に応じた情報発信を充実・強化するとともに、報道機関と連携した普及啓発や、防災訓練・防災教室を実施するなど、あらゆる機会・手段を通じて、国民が災害から命を守るための行動を促す取組を加速化すること。

　特に、民間事業者などの従業員等において、避難場所や避難経路等の確認や非常持出品の準備などの取組が進むよう、産業界等に対し強力に働きかけること。

（２）地方が行う防災知識の普及・啓発、地域防災の担い手となる自主防災組織や消防団等の活動の活性化につながる人材育成をはじめとした取組について、十分な財政措置を行うこと。

２　総合的な土砂災害対策の推進

（１）平成２６年８月の豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所が多数あり、原形復旧のみならず早期に再度の災害防止措置を講じる必要があることから、現在整備を進めている砂防・治山事業などによる被災地の復旧が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

（２）被災地以外の地域においても、土砂災害防止のための砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や山地災害防止のための治山事業を強力に推進していく必要があることから、これら公共事業予算枠の大幅な増額や補助率の拡充、事業の採択基準の緩和等の財政的支援に配慮すること。

（３）土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査に係る交付金について所要額を確保するとともに、地方の実情に即した配分とするなど、財政的支援に配慮すること。

３　被災者に対する支援制度の拡充

　被災者の生活再建の支援と被災地の速やかな復興のため、災害救助法の弾力的な運用をはじめ、被災者生活再建支援制度については、更に改善するとともに、被災者生活再建支援基金で対応が困難な超大規模災害については、別途の対応策を講じること。

４　災害に強い国土づくりに向けた防災・減災対策の推進

（１）防災・減災対策の構築と被災地域への支援方策の確立

　南海トラフ巨大地震などの大規模かつ広範囲な災害が発生することを想定し、早期に、地域の実情に応じた防災・減災対策の構築及び被災地域への支援方策を確立すること。

　特に、被災地域の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設すること。

（２）治水・高潮対策の推進

国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、治水事業及び海岸事業を強力に推進すること。

（３）道路・港湾・空港施設・ため池等の耐震化の推進

大規模な地震災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保する必要があることから、道路、港湾、空港等の交通インフラについて、耐震化を推進する地方の取組を支援すること。

また、決壊すると下流域に多大な影響を与えるため池や生命・生活を維持する上で不可欠な水道施設の耐震化についても、同様に支援すること。

（４）建築物の耐震化促進

不特定多数の者等が利用する大規模建築物、地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物及び緊急輸送道路・避難路等沿道建築物について、早急な耐震化を進めていくため、耐震改修促進法の改正に伴って耐震診断が義務付けられた大規模建築物、防災上重要な建築物及び緊急輸送道路・避難路等沿道建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修費用について、国の支援の更なる拡充を行うとともに、避難所の吊り天井対策等、震災の教訓に基づく制度の拡充を行うこと。

また、社会福祉施設等の施設においても、耐震化を促進するための措置を講ずること。

併せて、私立幼稚園における耐震化補助について予算拡充を行うとともに、平成２６年度から新設された、幼稚園以外の私立学校に対する耐震改築工事への補助について、期間を延長し、補助単価の引上げと予算規模の拡充を図ること。

さらに、南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備え、災害対策拠点となる施設等の耐震化を着実に推進していくことができるよう、緊急防災・減災事業債について、平成２９年度以降も制度を延長するとともに、補助事業に係る地方負担額も対象とするなど、制度の拡充を図ること。

（５）災害に強い道路ネットワークの構築

大規模災害時における緊急輸送道路やリダンダンシーを確保するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの早期解消や暫定２車線区間の早期４車線化、必要な付加車線整備の促進、地域高規格道路の整備促進、それらを補完する国県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。

また、落石事故防止等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

５　地震・津波研究等の充実

（１）国の地震の長期予測等において日本海で発生する地震・津波に関する研究が不十分であることから、日本海側における地震・津波研究の充実を図ること。

（２）活断層の位置・形状や活動履歴、未確認の活断層の実態に関する調査研究を強化し、地震・津波の予測精度の向上を図ること。

６　気象・火山の監視・予測システムの強化

（１）局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供する

システムを早期に開発するとともに、雨量情報を高精度でリアルタイムに提供を行うなど、集中豪雨観測の強化を進めること。

また、夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備情報の提供や避難勧告の発令の判断が出来るよう、12～24時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。

（２）火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の充実・強化や予知に関する技術開発を進めること。

７　社会資本の適正な維持管理の推進

既存施設の維持管理・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、施設の維持管理に係る国庫補助対象の大幅な拡大や地方財政措置の拡充などを実施するとともに、必要な維持管理を着実に実施できるよう確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即した配分とすること。

８　東日本大震災や熊本地震による災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

（１）東日本大震災の復興期間の後半に当たる平成２８年度以降の地方財政対策においても、東日本大震災の復旧・復興・支援に係る財源は別途確保した上で、中国地方をはじめ全国各地の自治体が必要な事業を着実に実施できるよう通常予算を確保するとともに、避難者の受入れや職員派遣など幅広い支援を行っている自治体が負担する経費について、確実に財政措置を講じること。

（２）熊本地震で被災した自治体が行う復旧・復興に要する経費に対して確実に財政措置を講じるとともに、医師、看護師、保健師、理学療法士等の人員派遣や行政職員による支援、物資の提供、避難者の受入れなど、被災地に幅広い支援を行っている自治体に対しても、必要な経費に係る財政措置を確実に講じること。

原子力発電の安全確保対策等と再生可能エネルギー政策の推進

（内閣官房、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、環境省、原子力規制委員会）

【理　由】

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生から５年余りが経過したが、依然として周辺住民が避難生活を余儀なくされており、事態の早期収束に向けた取組が強く求められている。

こうした中、全国に立地している原子力発電所の安全確保が何より重要な課題となっており、原子力規制委員会においては、規制基準への適合性審査を厳格に行うとともに、その結果について、地域住民はもとより、国民全体に明確かつ責任ある説明を行うことが強く求められるところである。

また、万が一、広範囲に影響が及ぶ大規模な原子力災害が発生した場合、県境を越える広域避難が必要となることなどから、原発立地県のみならず、隣県等においても、想定されるさまざまな課題への対策を早期に講じる必要がある。特に、平成２８年３月の原子力関係閣僚会議において決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」の実施に当たっては、地方自治体の意見を十分に反映し、政府一丸となって対応する必要がある。

一方、発電所の立地や運転、廃炉に当たっては、立地地域の実情に配慮した地域振興対策の推進等が、今後とも必要不可欠である。

また、環境に対する負荷が少なく、地域に広く存在する再生可能エネルギーの利用拡大についても推進する必要がある。

ついては、次の内容について提案する。

【提　案】

１　原子力発電所の安全確保対策の強化等

（１）事態の収束に関すること

国は、福島第一原発の事故に対処するに当たり、当事者としての自覚を持ち、国内外の英知を結集して、一刻も早く事態の収束を図ること。

（２）情報公開及び説明責任に関すること

福島第一原発の事故に関して、今後とも把握している情報を系統的に分析・整理した上で、すべてを公開し、明確な根拠に基づいた分かりやすい説明を行うこと。

また、環境中に放出された放射性物質の影響については、特に国民の関心が高いことから、国は、放射性物質が健康に与える影響等について、科学的根拠に基づいた正確な情報を広く分かりやすく、かつ迅速に提供すること。

特に、子どもやその保護者が正しい知識を身に付けることができるよう、放射線と健康に対する教育や広報を実施すること。

さらに、全国の原子炉施設の状況を踏まえ、日本全体及び各地域の電力需給の定量的な見通しについて、国が責任を持って、国民全体に明確に示すこと。

（３）原子力発電所の安全対策に関すること

原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から設置変更許可等の申請があった島根原子力発電所２号機の安全性について、地震対策及びフィルタベントや汚染水対策（地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等）などのシビアアクシデント対策等、責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。また、福島第一原発について引き続き行われている事故の原因究明や現場での汚染水対策等、及びその他の災害等から得られる新たな知見については、その都度、規制基準へ反映すること。

なお、審査結果については、立地・周辺自治体、避難者を受け入れる関係自治体や住民へわかりやすく説明を行うこと。

原発の稼働・再稼働については、まずエネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の原発毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、住民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得て進めること。

また、その具体的な手続きを早期に示すこと。

（４）原子力防災体制の充実・強化に関すること

ア　原子力災害対策指針の改定

「原子力災害対策指針」については、今後も継続的に改定していくとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。

また、「実用発電用原子炉以外の原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲」など、未策定の事項を明確化し、検討結果を早期公表するとともに、新たに盛り込まれた内容については十分な説明を行い、国が責任をもって実効性のある防災体制を構築すること。

県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故などを踏まえた防災対策の強化に対して必要な支援・協力を行うこと。

なお、避難行動要支援者の避難のあり方など省庁横断的に進める必要がある対策については、原子力発電所立地地域毎に設置された地域原子力防災協議会において、各地域の取組状況を把握し、国として地域の実情に応じた適切な防災体制の確立を支援すること。

イ　避難対策

原子力災害が発生した場合に、住民の避難が迅速かつ安全にできるよう、国が中心となって、原発周辺地域及び広域避難の受入地域において、避難者や受入自治体等を支援する体制づくりを行うこと。また、避難に要する大量の支援物資や輸送手段等の確保やその要請の具体的な仕組みについて、迅速に対応できる体制づくりを行うこと。あわせて、避難所・救護所運営や避難行動要支援者の支援等に必要となる人員の確保についても、原発立地・周辺自治体や受入自治体の要請に対して迅速に対応できる体制を整えること。

さらに、避難行動要支援者の避難に必要となる輸送手段（救急車、福祉用車両、ヘリコプター等）、輸送用資機材（ストレッチャー、医療用機材等）、医療従事者・介護従事者及び最終的な避難先となる病院・社会福祉施設等を確保する体制を構築するとともに、やむを得ず避難できない場合の本人及び医療従事者・介護従事者に対する防護対策を拡充し、支援体制を構築すること。あわせて、避難行動要支援者の搬送については、自衛隊、海上保安庁等による即時、

迅速な対応ができる体制とすること。特に、原子力災害対策関係府省会議分科会が設置されたことから、自衛隊などの実動組織の協力、民間事業者の協力などについて、地域原子力防災協議会の意見を踏まえながら早急に検討を行い、具体的な協力体制を構築すること。

原子力災害時における屋内退避施設の確保のため、医療・社会福祉施設の放射線防護対策事業について、引き続き国において必要な財源を措置すること。

加えて、避難期間が長期に及んだ場合において、人的・物的な支援や仮設住宅など二次避難先となる施設の確保について支援を行うこと。

ウ　避難道路等の早急な整備・維持

多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難道路や万が一の際の初動活動を迅速に行うための道路について、国の負担を強化するなど、別枠で予算を確保した上で、早急な整備・維持を図ること。

エ　安定ヨウ素剤（ゼリー剤）の柔軟な備蓄体制の構築

安定ヨウ素剤（丸剤）を服用できない乳幼児向けのゼリー剤が開発・承認されたが、丸剤服用が可能とされる３歳以上の未就学児の中にも個人差により服用が困難な者がいることから、備蓄を行う保育所や幼稚園等の負担軽減のため、ゼリー剤の備蓄について交付金の対象となるよう柔軟な運用を認めること。

オ　原子力災害医療体制への支援

原子力災害拠点病院等の機能充実や運用保守費用について、必要な財政支援制度を早急に創設すること。

（５）地方公共団体が行う防護措置等に係る財政措置

「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」において必要となる地方公共団体が行う防護措置並びに被災地域からの避難及びその受入れなどに係る財政負担に対し、国において十分措置すること。

特に、立地県外における避難先も含め、避難先の確保や避難所の運営及び備蓄品の確保に必要な財政負担に対して、十分な措置を講じること。

また、原子力安全・防災対策に従事する職員人件費、官公庁等の防災機関の放射線防護対策などの機能強化や万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などに係る財政負担についても、国において十分措置すること。

（６）原子力発電所の廃炉に関すること

島根原子力発電所１号機の廃炉については、廃止措置が安全かつ着実に進められるよう、廃止措置計画の厳正な審査を行い、その結果を関係自治体へ丁寧に説明するとともに、その実施に当たっては、事業者に対し厳正な指導監督を行うこと。

また、今後の廃炉が確実に進むよう、使用済燃料の再処理等については、国が前面に立って取り組むとともに、廃炉に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、取組を加速させること。

加えて、一部未整備となっている放射性廃棄物の取扱基準等の確立についても、早急に方針を示すこと。

（７）風評被害の防止等に関すること

最近になってもなお発生しているいわれなき風評被害を未然に防止するため、農林水産物加工品などに対する取扱基準や商取引における放射線量のガイドラインを明らかにするなど、最大限の対策を実施すること。

風評被害の防止や払拭には、的確かつ継続的な情報発信を行うことが極めて重要であることから、国内外に対し、放射性物質の測定結果及びその結果に基づく評価を継続的に公表すること。

特に、海外からの観光客誘致、食品及び工業品輸出の通常化のため、安全であることを保証するための体制づくりを進め、日本の国際的な信用・信頼の確保に努めること。

２　エネルギー政策の推進強化

エネルギー基本計画における再生可能エネルギーや省エネルギーの位置づけ、また、２０３０年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの構成割合（２２～２４％程度）を踏まえ、再生可能エネルギー導入促進と省エネルギー推進を加速化するため、仕組みや支援などの施策を明らかにし、必要な財政措置を講じること。

特に、各地域に広く賦存する再生可能エネルギー等をその地域で効果的に活用する「再生可能エネルギー等の地産地消」の確立を目指し、規制緩和や必要な法整備を迅速かつ着実に進めるとともに、地域における再生可能エネルギー等の総合的な開発利用対策を推進する技術開発・情報交換、財政措置等の充実を図ること。

なお、エネルギー政策は、我が国の将来の姿を左右する重要な問題であり、国内産業への影響や、国民負担なども考慮して、国の責任において、十分な措置を講じること。

３　電源立地対策の推進

（１）電源立地地域の自主的、恒久的地域振興が可能となるよう電源三法交付金制度に関し、次の事項について充実強化し、制度の改善を図ること。

ア　原子力発電施設の撤去完了までを見据えた制度の充実、新たに創設された補助金や増額された交付金の対象事業や交付金額・期間への十分な配慮、運転停止中の算定の特例における十分な交付水準の確保を図ること。

イ　原子力発電所の長期停止等に伴う経済停滞に対する新たな交付金を創設すること。

ウ　地方公共団体の自主的・弾力的活用がより一層図られるよう見直すこと。

（２）平成３２年度末まで期限延長されている「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」について、引き続き原発立地地域の振興が図られるよう、財政支援制度を拡充すること。

Ⅰ　地方行財政関係

１　地方分権改革の推進

（内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省）

【理　由】

現在、我が国は、人口減少・超高齢社会の到来、首都圏一極集中の弊害など困難な課題に直面している。これらの課題を解決し、我が国が持続的な発展を遂げるためには、地域の多様性から生み出される競争力を国全体の成長につなげることが必要であり、そのためにも、地方分権改革を推進し、真に自立した地域社会が形成される分権型国家への転換を図らなければならない。

平成１９年に地方分権改革推進委員会が設置されて以来、義務付け・枠付けの見直しや国からの権限移譲等について、一定の成果が上げられてきたが、地域が抱える事情や課題はそれぞれに異なり、未だ多様な問題を抱えている。地域の実情や住民のニーズを熟知する地方が、自らの判断と責任で地域の課題を解決するためには、地方分権改革の更なる推進が必要である。

ついては、次の内容について提案する。

【提　案】

１　提案募集方式の一層の充実

（１）地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、「提案募集方式」において地方から提案のあった事項については、財源確保の措置も含め、政府全体として、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で取り組むこと。

（２）移譲が、提案の一部の限定的、断片的な事務・権限に留まることのないよう配慮するとともに、「検討を行う」などとされた提案については、地方分権改革有識者会議等において適切にフォローアップを行い、提案が早期に実現するようスピード感を持って取り組むこと。

２　さらに地方分権改革を進めるための取組の実施

（１）地方版ハローワークの検討に当たっては、国と同等の機能を持つ地方版ハローワークでなければ大きな効果は期待できないことから、地方側と十分協議を行い、地方の実情に即した制度設計とするとともに、十分な支援措置を講じること。

（２）地方分権改革を推進するため、国と地方の協議の場を積極的に活用し、地方の意見を確実に施策に反映させるとともに、分野別の分科会を設けたり、政策の企画・立案段階から意見交換するなど協議の質を充実させること。

（３）「国家戦略特区（地方創生特区を含む）」については、地方の創意工夫による大胆な取組を実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うこと。

３　適切な財源措置の実施

地方分権改革の推進に当たっては、社会資本整備の進捗状況を勘案しつつ、担うべき権限に見合う財源を確保し、地方自治体の自主的・自立的な行政運営が可能となるよう、適切な措置を講ずること。

４　第６次一括法による事務・権限の移譲等の円滑な実施

第６次一括法による事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、人的措置を確実に実施し、移譲等のスケジュール、研修の実施、マニュアルの整備等具体的な検討と調整を適切かつ速やかに進めること。

５　道州制の検討

道州制は、国と地方の双方のあり方を根本から見直す大改革であり、国民生活に大きな影響を及ぼすと考えられることから、道州制の必要性、メリット・デメリット等を明確にして積極的な情報発信を行い、広く国民的な議論を喚起すること。

２　地方税財源の充実確保

（内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、
経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省）

【理　由】

平成２８年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて０．１兆円減の１６．７兆円となったが、地方一般財源総額は、地方税の増加等を見込むことで０．１兆円増の６１．７兆円が確保された。

しかしながら、臨時財政対策債については、前年度に比べて０．７兆円減となり発行抑制が図られたものの、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。また、地方の歳出の大半は、法令等に義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化等の進展等に伴う社会保障経費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

そもそも国の目標を理由に地方交付税総額を縮減することは、アベノミクス効果が十分に浸透しておらず大幅な地方税の増収が期待できない地方部において、地方創生という新たな政策課題への取り組みに必要な地方の財源保障機能を弱めるものである。

加えて、社会保障と税の一体改革については、概ね予定されていた制度改正等はなされているが、消費税率１０％への引上げを再延期する方針が示された中で、社会保障関係費に対する財源確保が懸念される。厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を踏まえ、平成３１年１０月には確実に消費税率を１０％に引き上げることが必要であり、国と地方が連携・協力して経済状況を好転させなければならない。

こうした状況の下で、今後も、厳しい経済環境のもと、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育て支援の充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいく必要がある。

ついては、真に地方分権時代にふさわしい、地方創生に資する国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について提案する。

【提　案】

１　地方財政の充実強化

（１）地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要である。地方の創生なくして日本の創成はないということを踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで行きわたらせるためにも、地方単独事業を含めた社会保障関係経費の増をはじめ、地方の財政需

要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。

特に、地方交付税については、地域間の財政力格差を是正するとともに、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするために必要不可欠なものであり、引き続き、財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。

また、平成２８年度から導入されるトップランナー方式は、「一律の歳出削減」となる懸念がある。歳出効率化を先行実施している団体のインセンティブ効果を削減しないように需要に復元するとともに、地理的要因や人口規模等によりスケールメリットが働かない地域の実情に配慮した措置を行うこと。

（２）臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は交付税率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、引き続き、法定率の引き上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

（３）近年の地方財政計画における地方の歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少しており、人口減少や少子化への対応、また高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る歳出は、地方の給与関係費や投資的経費の削減などで吸収し、また、歳出特別枠で実質的に確保してきたと言える。

そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきであることから、地方財政計画の策定にあたっては、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるようにするため、地方財政対策として歳出特別枠を実質的に堅持し、必要な歳出を確実に計上すること。

（４）地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成２８年度地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを考慮すること。

また、平成２７年度補正予算において１，０００億円の地方創生加速化交付金及び平成２８年度当初予算において１，０００億円の地方創生推進交付金が措置されたところであるが、今後も、人口減少克服・地方創生に向けた地域の課題解決には、産官学金労言の連携など、総合戦略を踏まえた総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、こうした施策を確実に展開できるよう規模を拡大し、継続的なものにするとともに、地方の意見を十分に踏まえ、手続きを簡素化したうえで、地方団体ごとの申請事業数及び交付金額の上限設定や対象経費、先駆型の対象事業を複数地方団体が共同して申請する広域連携事業に限定していることなどの制約について大胆に撤廃・緩和するなど、より自由度の高い内容にすること。

加えて、地方創生推進交付金に係る財政負担については、平成２９年度以降も、

「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

（５）社会資本整備を推進する各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、予算配分基準を明確にするとともに、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続きの簡素化を図ること。

（６）国の経済対策等に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。

（７）法人課税改革に伴う地方法人課税の見直しについて、今後、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないよう慎重に検討すること。

（８）森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保については、平成２８年度与党税制改正大綱において、市町村が主体となった森林・林業施策を推進するために必要な財源として、税制等の新たな仕組みを検討することとされたが、その検討にあたっては森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、既存の森林環境税等との関係などの課題についても、地方の意見を踏まえて、しっかりと調整すること。

（９）車体課税の見直しについて、環境性能割が導入された際、確保できない減収分については、地方財政計画において確実に措置を講ずること。また、自動車保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に際しては、今後、仮に自動車税の税率の引下げを議論する場合には、地方団体に減収が生ずることのないよう、具体的な代替税財源の確保を前提とすること。

(10) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

(11) 南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備え、災害対策拠点となる施設の耐震化等を着実に推進していくことができるよう、緊急防災・減災事業債について、平成２９年度以降も制度を延長するとともに、補助事業に係る地方負担額も対象とするなど、制度の拡充を図ること。

２　社会保障と税の一体改革

（１）現下の経済情勢を踏まえ、消費税率の１０％への引上げを平成３１年１０月に再延期する方針が示されたが、増嵩する地方の社会保障関係費の財源を確実に確保するため、国の責任において必要な財源措置を行うこと。

（２）消費税の軽減税率制度の導入にあたっては、これにより生ずる減収分の代替税財源を確実に措置するなど地方財政に影響を与えないようにすること。

　また、国民や中小事業者に混乱が生じないよう、対象品目の区分や区分経理の詳細等を十分に周知し、必要な支援を講じること。

（３）社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。併せて、深刻な保育・介護分野の人材不足を解消するため、必要な財源を確

保の上、保育士及び介護人材の処遇改善を確実に実施すること。

（４）国民健康保険の運営の都道府県単位化については、平成２７年２月１２日の国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。また、国保の財政運営の全体像を早期に明らかにするとともに、都道府県において安定的な財政運営ができるよう十分に検証した上で、具体的な制度設計を行うこと。

　さらに、将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じること。なお、地方の自主的な取組を阻害している小児医療などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、速やかに廃止すること。

（５）平成２９年度税制改正に際し、総合的に検討することとされている医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率の引上げに伴う医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担が増加する実情を十分に踏まえて検討を行うとともに、国及び地方の社会保障財源への影響も考慮した上で、抜本的解決を図ること。併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、転嫁対策を確実に実施すること。

（６）地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、１０％に引き上げる際には８％時と同様に、引上げ分の地方消費税について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。

（７）地方法人税の交付税原資化については、偏在是正により生じる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、その配分に当たっては地方交付税が地方固有の財源であることを十分に踏まえ、国による政策誘導とならないよう、また、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性ある偏在是正措置となるようにすること。

　なお、引き続き、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。

（８）マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方との緊密な連携の下、システムの安定性を確保し、セキュリティについて技術的・物理的・人的対策の観点から不断の見直しを行い、国民の信頼が得られる安全対策を講じるとともに、この制度の導入に伴うシステム及びネットワークに係る構築、改修及び維持管理や各種連携テストの実施に要する経費については、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

Ⅱ　農林水産・商工労働関係

３　経済・雇用対策の充実強化

（内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）

【理　由】

中国地域の景気は、生産活動が持ち直している中で雇用情勢が改善していること等を背景に回復の動きが見られるものの、為替相場の急激な変動に伴う影響や海外景気の下振れによる景気押し下げリスクの存在により、先行きについては、依然として不透明である。

このため、東日本大震災の復旧・復興はもとより、経営基盤の弱い中小企業や求職者・非正規労働者等に対する支援を始めとする経済・雇用対策の実施や、それに呼応した地方における対策の実施など、引き続き国と地方が一体となって経済の好循環実現に向けて取り組むことが必要不可欠である。

ついては、次の内容について提案する。

【提　案】

１　地域経済の活性化と雇用の創出・質の向上につながる成長戦略の推進

日本再興戦略（平成２５年６月閣議決定、平成２６年６月２４日、平成２７年６月３０日及び平成２８年６月２日改訂版閣議決定）及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（平成２６年１２月閣議決定、平成２７年１２月２４日改訂版閣議決定）の推進にあたっては、各地方産業競争力協議会が策定した地域戦略及び各地方公共団体が策定する地方版総合戦略を踏まえ、地域経済の活性化と雇用の創出・質の向上につながるよう、地方独自の戦略についてもハード、ソフト両面から後押しすることで、我が国の産業全体の底上げを図ることに配慮すること。

２　東日本大震災からの復旧・復興に向けた経済・雇用対策の継続実施

東日本大震災からの復旧・復興は未だ途上であり、引き続き全力で取り組むとともに、復興を確かな景気回復及び地域経済の活性化と雇用の創出・質の向上につなげるため、企業の国内投資並びに地方移転及び地方拠点強化の促進に資する施策を一層充実させるなど、所要の対策を速やかに講じること。

原子力発電所事故による放射性物質の影響については、日本製品に対する風評被害対策に引き続き全力で取り組むとともに、簡素な手続きにより円滑に輸出ができるよう、引き続き相手国に対し国家レベルで改善を求めること。

３　経済環境の変化等を念頭に置いた切れ目のない経済・雇用対策の実施

政府の各種政策の効果により地方経済にも好循環の兆しが見え始めているものの、その波及は限定的な状況であり、継続的な経済・雇用対策を行うとともに、国

内企業の国際競争力強化や製造拠点の国内回帰に係る支援など国内産業の空洞化を防止・是正するための対策並びに地方移転及び地方拠点強化を促進するための施策について、地方の状況を踏まえ、更なる充実強化を図ること。

4　地域の実情に応じた要件緩和、制度設計等

経済・雇用対策の検討・実施に当たっては、地域の実情に的確に対応し、効果的に事業を実施できるよう、各種の交付金等について権限と財源の地方への移譲を基本とした制度の点検及び見直しを行うなどして、地方の裁量と創意工夫が発揮できる仕組みとすること。

5　若年労働者雇用対策の拡充

有効求人倍率は１倍を超え続けているものの、地域によっては依然として正社員としての雇用が厳しい情勢にある。新規学卒者が就職未決定のまま卒業することがないよう、採用枠の確保対策を強化するとともに、若者の地方からの流出に歯止めをかけ、地方への移住促進につながるような地方の雇用の場の確保への支援やフリーター等の非正規雇用を余儀なくされている若者に対する、職業能力開発の強化、セミナー・就職面接会の開催など、正社員として地方に就職するための支援を一層強化すること。

また、都道府県が実施するジョブカフェ事業を継続実施するに当たり、若年者地域連携事業の拡充強化を図ること。

さらに、増加するニート、引きこもりなどの無業状態にある若者の自立、就業を支援するため、地域若者サポートステーション事業の拡充強化を図ること。

6　雇用のミスマッチ解消

人材が不足している介護分野、建設業分野及び農林水産業分野は、雇用の受け皿として特に注目すべき分野であり、人材の確保・定着の促進や中長期的視点に立った労働力の移動など雇用のミスマッチ解消に向けた施策を拡充すること。

（１）介護分野においては、介護職の認知度向上・イメージアップ、キャリアアップの仕組みの構築にあわせ介護職員の処遇改善など、安定的に質の高い人材を確保し職場定着につながる施策を引き続き講じること。

（２）建設業分野、農林水産業分野においても、引き続き持続可能な雇用の実現と担い手の確保・育成につながる施策を迅速かつ的確に実施すること。

7　高年齢者及び障害者の就労対策の拡充・強化

厳しい雇用情勢にある高年齢者及び障害者の雇用を促進していくため、雇用・就業機会の確保・拡大や再就職などの支援策の充実強化を図ること。

8　工業用水道施設の整備

（１）新たな工業用水道の補助制度の拡充等

老朽化・耐震化対策を迅速かつ確実に実施する観点から工業用水道施設の強靱化に対する国の確実な予算措置を図るとともに、産業立地の加速化等を促進するための新たな補助制度の創設を図ること。

（２）工業用水道料金制度の改善

工業用水道料金について、企業活動を支えるための産業施策として、地方公共団体が行う高額な料金の低廉化や平準化など、地域の実情に応じた料金設定が可能となるよう、地方財政措置制度の創設を図ること。

（３）公的資金による地方債の補償金免除繰上償還制度の拡充

公的資金による地方債の補償金免除繰上償還制度は、平成２５年度１年限りの措置として、被災地を対象として実施されたが、高利率の地方債が地方財政運営の支障となっている実態を踏まえ、被災地に限定することなく、対象となる地方債の利率の条件緩和など制度を拡充して今後も継続実施するとともに、財政融資資金の新規貸付停止措置を撤廃することにより、公債費負担の更なる軽減を図ること。

９　地方版ハローワーク

地方版ハローワークの検討に当たっては、国と同等の機能を持つ地方版ハローワークでなければ大きな効果は期待できないことから、地方側と十分協議を行い、地方の実情に即した制度設計とするとともに、十分な支援措置を講じること。

10　軽減税率制度導入に係る国民や中小事業者への周知・支援

消費税の軽減税率制度の導入にあたっては、国民や中小事業者に混乱が生じないよう、対象品目の区分や区分経理の詳細等を十分に周知し、必要な支援を講じること。

４　地域農林水産業の振興

（内閣官房、内閣府、総務省、外務省、財務省、農林水産省）

【理　由】

農林水産業を取り巻く情勢は、生産物価格の低迷、安価な輸入農林水産物との競合、燃油・飼料・生産資材価格の上昇、担い手の減少、高齢化に加え、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）への署名をはじめとする、多様な枠組みによる経済連携協定（ＥＰＡ）・自由貿易協定（ＦＴＡ）の進展等により、安価な輸入農林水産物の増加が懸念されるなど、厳しい課題に直面している。

一方、国民からは、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の提供、農山漁村の有する公益的な多面的機能に対する期待が高まっており、これらの課題や期待に対応するため、生産対策や生産基盤・生活環境の整備等を、地域が主体的・総合的に実施し、農林水産業の体質強化を図り、活力ある農林水産業・農山漁村を構築する必要がある。

こうした中、新たな「食料・農業・農村基本計画」が平成２７年３月３１日に閣議決定され、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として食料・農業・農村政策の改革を確実に推進していく方針が示されたところである。

また、生産現場を強化するため、農地中間管理機構を通じた農地の集約、経営所得安定対策や米の生産調整の見直し、「多面的機能の維持・発揮」に向けた日本型直接支払制度の創設など、一連の農政改革関連施策が平成２６年度から本格的に実施されている。

こうした取組をより良いものとしていくためには、地域の意見や実情を反映した、きめ細かな支援ができる仕組みとしていくことが望まれ、次の内容について提案する。

【提　案】

１　「攻めの農林水産業」の展開

中山間地域等の条件不利地域が多い中国地方において、農林水産業が将来にわたって持続的に発展していくことができるように、「攻めの農林水産業」の実現に向けて、国の責任において、次世代を担う経営感覚に優れた経営体の育成や、地域の実情に応じた産地形成、農林水産物のブランド化、地方による輸出促進への取組や輸出拡大に向けた安全・安心な農林水産物の生産体制構築への支援、多様な地域資源を活かした６次産業化・農商工連携による高付加価値化の取組の着実な実施などの総合的な施策展開が可能となる、きめ細かで柔軟な対策を講ずるとともに、独自の農林水産施策に取り組むことが可能な包括的な交付金を創設するなど、必要な財源の確保を図ること。

２　農業農村整備事業の推進

（１）国の平成２８年度農業農村整備関係当初予算は、平成２７年度当初予算比で１０６．５％の額が措置されているものの、平成２１年度当初予算額に対して６６．２％までしか復元されていない。計画的に農業の競争力強化を図るためには、農地の大区画化や水田汎用化等を推進し、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積の加速化や農業経営の複合化などを進める必要がある。

また、近年多発している地震や集中豪雨等による大規模災害に対応するため、海岸高潮対策や地すべり対策、ため池改修等の防災減災対策、老朽化した農業用施設の長寿命化対策を実施し、国土強靭化を着実に進める必要がある。

こうした農業農村整備事業を計画的に推進するため、平成２９年度以降の当初予算を確実に確保すること。

（２）過疎化・高齢化が進行する農村地域における定住促進を図るため、生活環境の向上や定住条件の改善等の生活環境基盤整備を推進するとともに、農業の生産条件が不利な中山間地域において、生産活動や集落機能の維持を図るため、農業生産基盤と生活環境基盤の一体的な整備を推進すること。

３　農地中間管理機構の事業推進について

担い手への農地集積・集約化など農用地の利用の効率化及び高度化が促進されるよう、農地中間管理機構関連事業については、引き続き十分な予算確保と、担い手が計画的に農業経営の基盤強化を図る取組が進むよう、機構集積協力金を農業経営基盤強化準備金制度の対象に含め、その拡充を図るとともに、地域の実情を踏まえた有効な仕組みとなるよう、必要に応じて制度の改善を行うこと。

また、地域の実情に応じた農地利用の効率化等が促進されるよう、制度の運営に係る国の都道府県に対する関与は最小限とすること。

４　水田フル活用の推進と米政策の見直し

（１）中国地方では、中山間地域等の条件不利地域が多く、経営基盤も脆弱であるため、地域の特性や実情に応じた作物の生産振興や産地育成・経営の複合化が図られ、担い手が将来に展望を持って意欲的に経営が行えるよう、「水田活用の直接支払交付金」の財源を安定的に確保し、特に非主食用米の柱となる飼料用米に対する現行の支援水準を維持すること。

また、「産地交付金」の設定に関する地域の裁量を一層高めるなど、交付金制度の充実を図ること。

（２）米政策の見直しに当たっては、その具体的な工程や方策を明らかにし、国の責務として実効性のある需給調整の仕組みを構築するとともに、農業経営者の経営判断に必要なきめ細かな価格、在庫等の情報提供を行うこと。また、新たに検討されている収入保険については、地域の実態を踏まえたセーフティーネットとなるよう万全な制度を構築すること。

５　日本型直接支払制度の推進

日本型直接支払制度について地元要望に応じた予算を確保するとともに、地域住民や自治体の負担が少なく、取り組みやすい制度とすること。

６　米の需要拡大の推進

（１）栄養バランスに優れた米を中心とした日本型食生活の普及・定着を図るため、

米飯学校給食に対する食育活動や給食施設・機器の整備等の支援を強化すること。
（２）テレビスポット等各種媒体を活用し、米離れの著しい若い世代に対象を絞るなど、米食の普及啓発を効果的に推進すること。

７　新たな担い手の確保・育成

（１）就農希望者や新規就農者に対する「青年就農給付金」について、十分な財源措置を講じるとともに、経営開始に当たっての施設整備等への支援や、中国地方で重点的に育成に取り組んでいる集落営農法人への就業支援策など、新たな担い手の確保・育成のための施策の一層の充実を図ること。
（２）集落営農による地域の効率的な土地利用を図るため、特定農業法人や認定農業者に対する税制上の特例措置や支援策等を充実強化すること。
　また、集落営農法人連合体への支援措置を創設すること。
（３）新規林業就業者の確保・育成・定着まで一貫した支援体制の整備を充実強化すること。特に、現場技能者育成対策については、林業担い手支援策として不可欠であり、より一層の充実を図ること。
（４）新規漁業就業者対策について、特に収入が不安定な就業直後の給付金制度を創設するなど、漁業技術の習得から着業・定着まで一貫した支援体制を整備すること。また、漁業への着業率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充し、持続的な担い手づくりの体制を整備すること。

８　家畜飼料の国内自給率の向上

（１）配合飼料高騰対策として、飼料用米及び食品残さやＤＤＧＳ（穀類蒸留粕）等の家畜飼料への活用等、濃厚飼料の国内生産に必要な技術の確立と支援措置を積極的に講じること。
（２）自給飼料生産の拡大を図るため、引き続き各種支援措置の実施・充実強化を図ること。

９　環太平洋連携協定（ＴＰＰ）等貿易自由化交渉への対応

（１）ＴＰＰについて、引き続き正確かつ丁寧な説明や情報発信に努め、農林水産業関係者の不安を払拭することに万全を期すこと。
　また、平成２８年秋を目途に具体的内容を詰めることとしている農林水産業の成長産業化を一層進めるための戦略等については、現場や地方の意見を十分に反映させたものとすること。
（２）ＴＰＰ協定の発効などにより大きな影響が懸念される畜産部門において、肉用牛肥育経営安定特別対策事業等の法制化を図るとともに、畜産経営の収益力や生産基盤を強化するための「畜産・酪農収益力強化総合対策基金」の増額及び財源を継続的に確保すること。
（３）経済連携協定（ＥＰＡ）・自由貿易協定（ＦＴＡ）への参加交渉に当たっては、地域経済の活性化につながるものにするとともに、我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。

10　「指定生乳生産者団体制度」の機能維持について

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく「指定生乳生産者団体制度」のあり方の検討にあたっては、生産者の価格交渉力を高め、集送乳の合理化や需給調整

による生乳の安定供給を図るという本制度が有する機能に配慮すること。

11　国による関与・義務付けの廃止・縮小

（１）地方が農業再生に向けた施策を、主体的かつ積極的に実施できるように、地方への権限及び財源移譲を基本として、国の関与を廃止し、地方の裁量範囲の拡大及び事務の簡素化を図ること。

（２）国と地方の役割分担を踏まえ、国が直接実施するなど、地方分権改革の趣旨に沿わない事業を創設しないことに加え、類似の事業については整理を行うこと。

12　林業・木材産業の成長産業化に向けた対策の充実

（１）地域の創意工夫のもと、木材の生産、流通・加工、利用対策に中期的かつ総合的に取り組み、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、次世代林業基盤づくり交付金の拡充や将来にわたって計画的な事業に取り組める新たな予算制度の創設等、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、必要な財源を確保すること。

（２）東京オリンピック・パラリンピック大会関連施設において国産材を最大限利用するなど、新たな木材需要の創出を強力に進めること。

（３）「地球温暖化対策のための税」の使途を森林吸収源対策にも拡大するなど、二酸化炭素の吸収、化石燃料代替をはじめとする森林が有する公益的機能に着目した、新たな財源確保策の導入による森林整備の社会システムを構築すること。

　また、県営林・公社造林等も含めた森林整備全体に対する支援制度を創設し、森林整備・伐採・再造林という循環型林業の実現を図ること。併せて、森林吸収源対策に係る施策を地域において総合的に進めるため、森林面積等に応じた交付金を創設するなど、その財源を地方公共団体に配分する仕組みを構築すること。

（４）森林所有者の不在村化等により境界が不明確化する中、路網整備や間伐等の森林施業を着実に進めていくため、土地の境界の明確化を図る地籍調査事業の促進を図ること。

（５）森林法改正により措置された林地台帳制度については、森林に関するデータベースの整備等をはじめ、業務量の増加が見込まれることから、必要な経費について十分な予算措置を講ずること。

　また、林地台帳は森林の土地の所有者、所在等を示す資料であることから、地籍調査が未了の森林における制度の設計・運用にあたっては、引き続き、地方の意見を幅広く聴取するなど、地域の実態を踏まえ慎重に対応すること。

13　公的造林事業の推進

（１）森林の公益的機能の発揮を確保していく上で重要である森林整備法人等の役割を明確化するとともに、森林整備法人等の財政基盤を確立するため、株式会社日本政策金融公庫資金の貸付利率の引下げ、伐期の長期化に伴って増加する利息負担を軽減する措置及び既往貸付金の返済負担軽減措置を実施すること。

（２）森林整備活性化資金の融資条件を改善すること。

14　松くい虫等防除事業の推進

　松くい虫・ナラ枯れなどの森林病害虫等被害対策については、環境への配慮及び効果的な防除、被害跡地対策などを緊急に実施するための所要の財源の確保と総合的な防除技術の開発を行うこと。

15　燃油価格高騰対策

（１）生産コストの上昇が価格に適正に反映されるよう、流通業界や消費者等の理解醸成を図るとともに、具体的な仕組みづくりを進めること。

（２）燃油や生産資材価格の高騰により、経営が圧迫されている農林水産業者の経営安定を図るため、現行の燃油価格高騰緊急対策を継続的で分かりやすいセーフティネット対策に改善すること。

（３）安定的な生産活動に必要な燃油や資材の確保を図ること。

16　漁業経営安定対策の充実

多額の投資を要する老朽化した漁船の更新が大きな課題となる中、国の平成２７年度補正予算で措置された水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業などの、漁船の更新に対する支援措置をはじめとする漁業経営安定のための対策の充実を図ること。

17　漁業の資源管理・収入安定対策の推進

漁業の「資源管理・収入安定対策」について、持続可能な漁業経営体の育成を促進するため、十分な所得が安定的に補償されるよう、より一層の対策の充実を図ること。

18　水産資源の管理・回復

（１）水産資源の持続的利用を推進するため、資源動向の調査研究、漁業者による資源管理・回復への取組に対する支援を強化すること。

（２）海水温の上昇や中国漁船の乱獲等による資源状況の悪化に対応するため、国と地方が連携した海洋調査体制を強化すること。

（３）種苗生産施設の整備・拡充に対する支援を継続するとともに、広域回遊種を対象とする資源管理や栽培漁業については、国の主導による実施推進体制を構築すること。

19　重大な動物感染症（鳥インフルエンザ及び口蹄疫等）に関する広域防疫の体制整備について

各県が鳥インフルエンザや口蹄疫等の感染症発生に備えた体制を整備しているが、防疫措置には大量の資材が必要であり、１県のみでの備蓄は非効率であるため、中国各県での県間協力による備蓄と円滑な相互利用体制の構築が必要である。家畜の死体等の迅速な処分に有用な移動式焼却炉やレンダリング装置等の機材を地域が活用しやすい台数及び配置となるよう、国において早期に整備すること。

Ⅲ　国土交通関係

５　高速道路ネットワーク等の整備促進

（内閣官房、総務省、財務省、国土交通省）

【理　由】

道路は、国民生活の向上、経済社会の発展に不可欠な、最も基本的な社会基盤であり、特に、国の骨格を形成する高速道路は、「中国地方の自立ある発展」の実現はもとより、大規模災害時や緊急医療、有事の際の国民保護活動等において国民生活を支える不可欠な社会資本である。

高速道路ネットワークについては、熊本地震や東日本大震災及び広島・山口豪雨災害等を通じて、『命の道』としての重要性が改めて認識されたところであるが、中国地方の高速道路ネットワークには依然として山陰道をはじめとするミッシングリンクが存在しており、大規模災害時における住民の安全・安心な生活を脅かしているだけでなく、物流の寸断によって、中国地方のみに留まらず、日本全体の社会経済活動に深刻な影響を及ぼす恐れがある。

また、ここ数年の間に開通した高速道路の沿線においては、企業進出の活性化や観光客数の増加など、地域経済への波及効果が現れていることからも、地方において人口減少を克服し、将来にわたって活力ある社会を維持するためには、観光振興・企業進出・雇用増大など、効率的な人流・物流による生産性向上に寄与する道路ネットワークの構築が必要である。

ついては、今後も大規模災害が想定される我が国において、災害に強い国土基盤を構築するため、国家戦略として、国の責任において、高速道路ネットワークの整備を早期にかつ優先的に行うべきである。また、地域産業の活性化を図る上でも、国において、高速道路ネットワーク整備を推進することにより、地域格差の是正や地方創生の取組を支えるべきである。

さらに、高速道路ネットワークと一体となって地域や物流拠点間の連携を強化する地域高規格道路をはじめ、地方が真に必要とする道路整備を主体的かつ計画的に実現できるよう、道路整備に係る予算の充実及び安定的な確保を図るべきであり、次の事項について強く要請する。

【提　案】

１　高速道路ネットワークの早期整備

中国地方の高速道路ネットワークには、依然として山陰道をはじめとするミッシングリンクが存在していることから、「中国地方の自立ある発展」の実現はもとより、災害に強い国土づくりを推進するため、また、日本海側と瀬戸内海側の連携を強化するとともに、地方創生の取組を支え地域振興に寄与するため、事業中区間の一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。さらには、暫定２車線供

用区間の安全性を向上させ、通行止めによる時間的損失を減少させるため、早期４車線化及び付加車線整備を行うほか、早急な措置として注意喚起等の対策の促進を図ること。

なお、暫定２車線区間における付加車線設置の検証路線として選定された路線については、効果検証のため試行設置される付加車線の箇所を早期に決定し、工事に着手すること。

２　高速道路の利用促進

円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興など、地域の活性化に資する高速道路の利用を促進するため、スマートインターチェンジ等の整備を促進するとともに、高速道路料金の更なる改善を行うこと。

特に、鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は都市とのネットワーク化に与える影響も大きいことから、地域の実情に応じたきめ細かな料金施策を講じること。

なお、これらの実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、影響を受ける鉄道、フェリー、高速バス等の公共交通機関に対して十分な対策を講ずること。

３　地域高規格道路等の整備促進

高速道路ネットワークと一体となって、地域の交流・連携の強化、広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス向上に資するとともに、大規模災害時には緊急輸送道路や迂回路としての役割も果たす地域高規格道路や主要な国道・地方道の整備を促進すること。

４　安全・安心で災害に強い道路の整備促進

道路が、緊急輸送道路や迂回路として、大規模災害時に本来の機能を十分に発揮するため、橋梁やトンネルの耐震化や長寿命化対策などを一層促進すること。

また、道路利用者の安全確保のため、落石防止等の安全対策を一層促進すること。

５　真に必要な道路整備のための予算確保

国、地方がそれぞれの役割に応じて災害に強い国土づくりのための道路整備を計画的に進められるよう、必要な道路整備予算の総額を確保すること。

とりわけ、社会資本整備総合交付金については、地方が真に必要とする道路整備を主体的かつ計画的に実現できるよう、国費の配分基準を明確にし、地方の実情に即した配分とするとともに、交付金の県・市町村配分については地方が主体的に行えるよう配慮すること。

なお、熊本地震や東日本大震災からの復興に必要な予算については、中国地方をはじめ全国各地の道路整備を計画的に推進するためにも、通常予算とは別枠で確保すること。

６　港湾整備事業の推進

（総務省、財務省、国土交通省）

【理　由】

港湾は、地域の振興、地域経済の活性化を図り、国土の均衡ある発展を図る上で重要な社会資本である。近年の船舶の大型化に的確に対応し、モーダルシフトの進展やコンテナ輸送の増大などの輸送革新に対しても積極的に対処するなど、物流の効率化を進めるため、積極的な施設整備や制度の充実を図り、中国地方における国際物流拠点としての国際競争力を高めていくことや、近年期待の高まる観光・交流拠点としての強化が必要である。

また、美しい自然環境と歴史的風致を有する日本海や瀬戸内海の多様な資源を生かして、住民が海に親しみを覚え、うるおい豊かな生活環境を実現するウォーターフロントの創出を図っていくことも重要である。

加えて、南海トラフ巨大地震による大規模かつ広範囲な災害の発生が危惧されるなか、災害時の海上輸送網を確保するための港湾の整備も急を要する課題である。

このためには、港湾の整備・充実を積極的に推進していくことが不可欠である。

さらに、国際的港湾保安対策の要請の高まりから、港湾の保安対策のレベルが国際競争力の新たな指標となる時代へ速やかに対応することが必要である。

ついては、次の内容について提案する。

【提　案】

１　国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充

東アジア各地域の目覚しい成長を取り込み、中国地方の産業の国際競争力の強化に資する物流基盤の充実を図るため、必要な予算を確保するとともに、臨海部の賑わい創出による都市の再生や、循環型社会の構築を通じて、うるおい豊かな生活環境の実現を図る観点から、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。

また、港湾運営会社制度を有効に活用し、コンテナ輸送の円滑化やターミナルコストの削減を図るため、港湾運営会社が整備する荷さばき施設等について、平成２９年度以降も固定資産税等の軽減措置を受けることができるよう、現行の地方税法施行規則等の制度改正を行うこと。

２　国際バルク戦略港湾の推進及び日本海側拠点港の形成

資源等の国際バルク貨物の大型船舶による一括大量輸送を可能とし、安価かつ安定的な輸送を実現するため、「国際バルク戦略港湾」に選定された水島港、福山港、徳山下松港・宇部港の必要な施設整備及び諸規制の緩和等について、地方の意見や実情に十分配慮して制度を設計し、推進するとともに、「特定貨物輸入拠点港湾」にすべての選定港を指定し、支援措置の拡充を図ること。

また、日本海側港湾の国際競争力の強化及び太平洋側港湾との機能分担・相互補完による災害時におけるリダンダンシーを確保するとともに、日本海地域の経済発

展に貢献するため、日本海側海上輸送網のミッシングリンクの解消と「日本海側拠点港」に選定された下関港、境港、浜田港の港湾機能の充実・強化を図ること。

３　地方港湾の整備充実

生活関連施設や観光拠点としての機能を持つ地方港湾や物流拠点として重要な役割が期待される地方港湾にあっては、地域の産業や生活、観光を支える基盤整備が必要であることから、当面、国の公共事業予算の配分基準の見直しを行い、港整備交付金制度の拡充を図るなど、地方が必要とする港湾整備を促進すること。

４　クルーズ船の受入環境の充実・強化

「訪日クルーズ旅客 500 万人時代」に向けた施策を展開し、クルーズ振興による地域活性化を図るため、港湾におけるクルーズ船の受入環境改善等の整備とともに、港湾へのアクセスの充実強化を推進すること。

５　維持修繕事業の充実

（１）既存の港湾施設の長寿命化を図り必要な機能を維持するとともに、最有効活用を図る観点から、港湾管理者が維持管理計画に基づく自主的・自立的な施設管理を行えるよう現行制度の改善を図ること。

（２）特に国有施設については、港湾管理者の負担を軽減する観点からも、国がその維持修繕についても一定の責任を果たすこと。

６　港湾の保安対策の充実・強化

平成１４年１２月のＩＭＯ（国際海事機関）における国際条約の改正を踏まえ、港湾施設の保安対策を的確に実施するため、港湾管理者の負担を軽減しつつ保安体制の充実・強化を図ること。

7　地方交通基盤の整備

（総務省、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省）

【理　由】

地方における公共交通機関の運行維持とサービスの改善は、地域住民の安定した生活を確保し、定住条件を確立するのみならず、国土全体のバランスのとれた交通体系の整備を図るためにも必要不可欠なものである。

また、東日本大震災を契機として高速鉄道網の補完性・代替性（リダンダンシー）の確保の重要性が改めて認識され、高速鉄道網の整備は、西日本のリダンダンシーの確保のため、また、中国地方のみならず四国地方を含めた新たな経済文化圏を形成し、活力を高めるために必要である。

高速道路の料金引下げは、広域的な交流・連携を促進し、地域の活性化につながる半面、本四間フェリーなど他の交通機関に大きな影響を与えていることから、事業者が持続的に経営できるよう、支援措置が必要である。

各県の地方空港は、それぞれの地域の発展と自立に極めて重要な役割を担っている。一方、各空港への航空路線については、民間航空会社の事業として運航されているが、最近の地方航空路線を取り巻く環境は極めて厳しく、地方による努力だけでは維持が困難な路線もある。

地方空港の国際化や利用者のニーズ、更には今後の利用客の増大に対応するため、空港施設の拡充・整備が必要であるが、「社会資本整備事業特別会計空港整備勘定」において、地方空港整備のための財政措置が抑制されている。

また、施設の老朽化対策、耐震化・浸水対策や、ＣＩＱ（税関、入国管理、検疫、動物検疫、植物検疫）体制の整備・充実が不可欠である。

また、境港や浜田港などを有する日本海沿岸を中心とした地域は、韓国、中国、ロシアなどに向け地理的な優位性があり、北東アジア諸国を結ぶ玄関口（ゲートウェイ）と位置付けることができる。両港には環日本海貨客船やＲＯ／ＲＯ船が就航しているが、各国の通関制度、手続きに違いがあるなど、効率的な国際物流を進める上で障壁が多い状況である。

さらに、近年の東アジア地域での国際クルーズ需要の拡大で、大型の国際クルーズ船の寄港が年々増加、今後も増加していく見込みであり、これに対応するＣＩＱ体制や、観光客を迎えるのに必要な周辺環境を整備することが必要である。

ついては、次の内容について提案する。

【提　案】

１　ＪＲ在来線の輸送力の増強

ＪＲ在来線の高速化等輸送力の増強及び利便性の向上を促進すること。

２　ＪＲ地方交通線の維持存続

ＪＲ地方交通線の維持存続に向けて、利便性及び安全性の向上に対する指導及び支援を行うこと。

３　高速鉄道網の整備

山陰新幹線、中四国横断新幹線は基本計画線に位置付けられており、中国地方の一体的かつ均衡ある発展を図るため、また、今後の大規模災害に対応できる国土基盤を構築するため、山陽側と山陰側が相互に補完しあう複軸型国土構造への転換を図るよう具体的検討を行うこと。また、新幹線実現までの段階的な整備として、在来線の更なる高速化を図る際の建設事業費への新たな財政支援制度を創設すること。

４　地域の実情に応じた生活交通の確保

過疎・中山間地などの地方バス路線等生活交通の維持・確保のため、地域の実情を踏まえた適切な支援を講じること。

５　地方鉄道の維持存続及び安全確保対策

第三セクター等地方鉄道路線の経営安定化や鉄道軌道安全輸送設備等の整備に向け、支援制度の充実・強化を図ること。

６　離島航路の維持

離島航路の維持に必要な支援制度の充実・強化を図ること。

７　フェリー等への支援

国の高速道路等の料金施策により影響を受けるフェリー等の公共交通機関に対して、十分な対策を講じること。

また、地方が当面の措置として単独で支援策を講じる場合も、国の責任において、適切な財政措置を講じること。

８　地方空港の施設拡充及び整備の促進

就航率の向上、運航遅延の解消等のため、空港整備に関する特別会計への一般財源の投入を拡大し、地方空港の施設拡充・整備を促進すること。

９　空港機能の健全な保全

滑走路等の空港基本施設、アクセス施設（トンネル・橋梁）、護岸等の耐震化・浸水対策を促進するとともに、老朽化した既存施設の適切な維持・更新により空港機能を健全に保持すること。

10　地方航空路線の維持

（１）地方航空路線を維持するため、地元自治体が取り組む事業について、新たな財政支援制度を創設すること。

（２）地方航空路線を維持するため、国も一定の責任を負うとともに、運航事業者も含めた協議の場を設けるなど、新たな仕組みづくりを行うこと。

11　ＣＩＱなどの受入体制の整備

（１）空港の早朝・夜間の混雑時をはじめ、国際チャーター便の就航時や港湾の大型国際クルーズ船入港時に柔軟な対応が図られるようＣＩＱ体制を整備し、要員の

強化を図ること。地方公共団体との連携・協力の下、ＣＩＱ退職職員の効率的な再雇用を図るとともに、広域的・効率的な活用やその仕組みづくり等、具体的な改善策を早期に樹立すること。

（２）港でのおもてなし等の受入体制を万全にするために、周辺環境等の整備に対する支援措置を拡充すること。

12　国際物流環境の整備

（１）北東アジア各国間において、ＣＩＱ体制を充実させるとともに、迅速な手続きを確保すること。

（２）特に、ウラジオストク港において、通関手続きの透明化と迅速な対応について、ロシア政府に働きかけること。

８　離島・中山間地域の総合対策の充実強化

（内閣官房、内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

【理　由】

中山間地域は、農地、森林等の資源を多く有し、食料・水・エネルギーの供給、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源のかん養、美しい景観の保全などを通じて、都市住民の生活や産業活動を支えるとともに、健全な国土の形成に寄与している。

また、豊かな自然・歴史・文化・伝統と温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、訪れる都市の人々に潤いと癒しをもたらしている。

しかしながら、若年者をはじめとする人口の流出、農林水産業の衰退、集落機能の低下、医師不足、生活交通問題、情報通信格差、学校教育環境の維持などの新たな課題が顕在化し、消滅の危機に瀕する集落も多数生じているなど、中山間地域は、住民生活の維持さえ困難な極めて厳しい状況となっている。

人口減少・超高齢社会に突入した我が国が、真に豊かな国家としてあり続けるためには、都市部と中山間地域が相互に補完・共生する関係を構築し、各地域が自らの特性を生かしつつ、健全にバランスよく発展していくことが重要である。

このため、中山間地域の存在意義や実情を踏まえ、国において、中山間地域の活性化のための総合的な施策を推進することが必要である。

また、離島地域は、本土に比べ道路整備・汚水処理施設整備などの生活基盤整備がいまだに遅れており、海上輸送のコスト高が、観光振興・産業振興・定住施策等の離島振興を妨げる大きな要因の一つともなっている。

これまで離島振興法によって生活条件の改善、産業基盤の整備など様々な地域振興施策に取り組み、一定の成果を挙げてきたところであり、平成２４年６月の法改正による離島振興施策の基本理念及び国の責務の明確化などを踏まえ、引き続き国において離島地域の振興を推進することが必要である。

更に、本年４月に「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が公布され、有人国境離島については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、地域の保全と地域社会の維持に関する特別の措置を講じることが定められた。今後、国の責務において必要な施策を策定、実施することが必要である。

ついては、次の内容について提案する。

【提　案】

１　総合的な窓口の設置等

中山間地域の概念を統一し、省庁間の調整を行う総合的な窓口を設けるとともに、中山間地域の維持・活性化に向けた基本方針を定めること。

２　国庫補助事業の弾力的運用

中山間地域の市町村は財政力が弱いことから、特性に応じた事業が実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、地域差による採択要件の設定、補助対象の制限緩和など、国庫補助事業の弾力的な運用を図ること。

３　離島地域に対する支援施策等の充実・強化

離島振興法において、離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を果たしていることや、離島振興に必要な施策を国の責務において実施することなどが明確化されたことを踏まえ、同法に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、離島地域の生活条件の改善、産業基盤の整備等のための十分な予算額の確保を図ること。

特に、離島活性化交付金については、事業種別に応じた交付率の嵩上げや、対象事業の拡大、弾力的な運用など、制度を拡充強化するとともに、事業期間の延長を図ること。

また、有人国境離島については、平成２９年４月に施行される「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、離島航路・航空路の運賃等の引き下げや生活及び事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減など、地域社会の維持を図るための特別の支援措置を講じること。

特に、離島航路は有人国境離島にとって本土における国道や鉄道と同様、重要な交通手段であり、運賃等を本土の交通路線並みに引き下げることなど、新たな財政措置を速やかに講じること。

４　都市住民の交流や移住の促進

都市住民と中山間地域の交流や移住を促進するため、中山間地域の地方公共団体が進める交流・移住施策に要する財源を措置すること。

また、企業が中山間地域で社会貢献や交流活動を推進するよう、経済団体の理解の下、全国組織「移住・交流推進機構」等の活動を通じ、国民的な運動として進めること。

５　地域資源を活用した産業振興施策の充実強化

中山間地域での定住に不可欠な安定的な所得を確保できる雇用の場づくりのため、農林水産業と他産業との融合・複合化による新たな産業興しや地域資源を活用した産業振興に向けた生産体制整備、商品開発及び販路開拓などへの支援策を一層充実・強化すること。

特に、中小企業による地域資源を活用した新事業展開を支援する地域中小企業応援ファンドについては、地域の実情に応じ制度を拡充強化すること。

６　企業立地の促進等による雇用の場の確保・創出

中山間地域において魅力ある雇用の場を確保・創出するため、中山間地域に立地する企業に対して、土地、建物、構築物、機械設備等の投下固定資本への助成や低利融資等を行う制度を創設するなど、中山間地域における企業立地の促進のための抜本的な産業政策を講じること。

7　野生鳥獣被害防止対策の充実

中山間地域においては、野生鳥獣による農林水産業、生活環境等への被害が依然として続いており、地域住民は被害防止のための対策に疲弊している。

野生鳥獣による被害の根本的解決を図るため、関係省庁の密接な連携のもと、科学的・計画的な保護管理技術等を早期に確立するとともに、必要な予算確保と実効性ある被害防止対策を講じること。

特に、被害が拡大しているイノシシ、サル、シカなどの管理対策を強化するため、大量捕獲技術（獣種別）を早期に実用化するとともに、革新的な捕獲システムや追払いシステムの開発を行うこと。

来年９月に期限を迎える西中国山地におけるツキノワグマの捕獲禁止措置については、現在の生息頭数や生息域、人里での出没増加や人身被害・農作物被害が発生している状況等を踏まえ、地域住民の安全・安心の確保に配慮した十分な検討を行うこと。

また、「鳥獣被害防止総合対策交付金」については、引き続き財源の安定確保を図るとともに、ソフト対策については従来通り定額助成とすること。

さらに、「指定管理鳥獣捕獲等事業」については、必要な経費について確実な財源措置を講じること。

8　農林地の所有権の在り方の再構築

集落規模が縮小していく中、所有者が不在の農地や森林及び宅地・家屋が増えるとともに、境界の確認も困難になりつつある。こうした実態を把握し、今後の所有権と利用・保全の在り方について、早期に検討を進めること。

9　小規模高校における教育環境の整備

中山間地域の小規模高校における教育環境整備のため、教員の定数加配措置を行うこと。

10　環境学習や体験プログラムの推進

中山間地域が持つ公益的機能についての国民的合意形成のため、環境学習や体験プログラムの実施を積極的に推進すること。

11　地域コミュニティ組織による生活サービス事業の実施等の促進

生活店舗の閉鎖や生活路線バスの減便などが続く中山間地域においては、地域コミュニティ組織などの自治組織が生活サービス事業を実施する事例が増えつつあるが、その多くは財政基盤が脆弱な任意団体であることから、事業の実施や拡充が促進されるよう、適切な法制度の整備及び税財政・金融上の優遇措置について、早期に検討を進めること。

12　「小さな拠点」の形成

「まち・ひと・しごと総合戦略」にも掲げられた、いわゆる「小さな拠点」の形成については、今後の離島・中山間地域対策の一つの方策となるものであり、地域や市町村の意向をしっかり踏まえ進めていくこと。

また、条件不利地域において、生活機能を確保していくための仕組みの構築や地域資源を活用した産業の振興については、相当の時間と労力がかかることから、中長期的に十分な予算額の措置を行うこと。

９　地域情報化の推進

（内閣官房、総務省）

【理　由】

活力に満ちた地域づくりを進めるため、情報通信技術を住民生活や生産活動に関わる様々な分野で活用し、生活の利便性の向上や地域・産業の活性化を図ることが重要な課題となっている。

国においては、「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」に基づき、革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現や健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会、公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現などに積極的に取り組んでいるところであるが、その前提として、地理的情報通信格差の是正を図るとともに、安全性の高い情報通信基盤の整備など地域情報化の推進に対して、国による一層の支援が必要である。

ついては、次の内容について提案する。

【提　案】

１　社会保障・税番号制度への対応

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されたが、本制度に関し、情報漏洩や不正利用に係る国民の不安を払拭するため、制度の安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ十分に説明すること。

システム及びネットワークの構築・改修等に要する経費については、マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、国が全額を負担し、経費的な面から制度の円滑な導入に支障が生じることがないよう、必要かつ十分な財源措置を講じること。

これに併せ、公的個人認証サービスの普及推進や、国と地方公共団体の負担の在り方について、抜本的な見直しを図ること。

２　地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充

中山間・過疎地域などにおける情報通信格差の是正を図るため、地方公共団体におけるインフラ整備に対する支援措置を継続するとともに、伝送路及びネットワーク機器の更新等についても、負担軽減のための新たな支援措置を講じること。

また、条件不利地域における民間通信事業者の設備投資を促進するための投資促進税制等の支援制度を拡充するほか、地域の安全・安心のより一層の確保を図るため、安全性強化など災害に強い情報通信基盤・地域公共ネットワークの構築（既存施設の改修を含む）に係る支援策を講じること。

３　携帯電話不感地域の解消策の充実

携帯電話不感地域解消の促進、事業者の一層の負担軽減を図るため、市町村が実

施する過疎債等を活用した地方単独事業については、市町村負担全額に対して起債充当を認めることも含め、地域の実情に応じて実施できるようにすること。

また、携帯電話等エリア整備事業の鉄塔整備については、補助対象範囲の拡充などにより初期費用の軽減を図るとともに、事業者のランニング経費についても支援措置を講じること。

４　電子自治体の推進

行政手続の電子化による行政サービスの向上と効率化を進めるため、法制度や制度運用上の問題点を改善するための取組の充実を図ること。

５　ＩＣＴの利活用の推進

整備の進んだブロードバンド環境下において、無線等の新技術や、地域によって未使用となっている周波数（ホワイトスペース）を有効活用した研究開発を推進するとともに、教育・医療分野の情報化など地域においてＩＣＴを活用した先進的な取組が広く展開されるよう、モデル事業などの充実を図ること。

また、国等が保有するデータ（公共データ）の活用に向けた具体的方向性を実現するための施策を検討するとともに、地方公共団体が保有する公共データのオープンデータ化を支援すること。

６　電気通信事業における地域格差を生じさせない対策の実施

住民の日常生活に不可欠なものとなっている電気通信サービスについて、地域格差が生じないよう、適切、公平かつ安定的な提供を確保するための適切な措置を講じること。

10　外国人観光旅客の誘致促進

（国土交通省、観光庁）

【理　由】

中国地方は、中国、朝鮮半島に近接した地理的優位性を背景に、古くから東アジアとの文化・経済に関する深い関わりを有し、東アジア各国との国際航空路線やフェリー航路が就航している。また、日本海や瀬戸内海をはじめ、豊かな自然環境や景観に恵まれ、伝統芸能や食文化、世界文化遺産など全国に誇れる地域を多く有している。

一方で、中国地方への外国人観光旅客の全国の宿泊者数に占める割合は２パーセント未満にとどまっており、国外における認知度は低い状況にある。

そのような中、２０２０年の東京オリンピック・パラリンピックを千載一遇の好機として、観光立国を一層強力に推進するため、「観光ビジョン実現プログラム２０１６」が決定されたところである。

オリンピック・パラリンピックの開催による効果を東京のみならず、全国へ波及させ、また、２０２０年の訪日外国人旅行者数４０００万人達成に向け、中国地方の多様な地域資源、特色を活かした新たな広域観光を創出・発信し、中国地方が一体となって国内外の観光客への誘致促進に取り組むため、次の事項について、強く要請する。

【提　案】

１　「観光ビジョン実現プログラム２０１６」の着実な推進

（１）第二のゴールデンルートを目指す「広域観光周遊ルート」の形成と連動し、外国人観光客を地方へ誘客するため、全国各地の観光資源の魅力や旅行情報の発信をするなど地方を取り上げたプロモーションを強化すること。

（２）「広域観光周遊ルート」の形成促進に向けて、受入環境の整備や情報発信等を行う広域観光周遊ルート形成促進事業や地方が連携して広域的に実施するビジット・ジャパン地方連携事業について、予算額の拡充を行うとともに、両制度を柔軟に活用できる仕組みとすること。

（３）訪日する外国人観光旅客に質の高いおもてなしを提供できるように、観光施設等が実施する無料Ｗｉ－Ｆｉの整備、地方が実施する無料Ｗｉ－Ｆｉを活用したアプリの整備や多言語対応、観光案内所の機能・連携強化、ムスリム旅行者への対応、免税店の拡大など、受入環境整備に対する支援を行うこと。

２　「日本版ＤＭＯ」に対する支援

世界基準のＤＭＯの形成と育成を図るため、海外のＤＭＯ先進地等の調査・研究をさらに進めるともに、「日本版ＤＭＯ」の自立的・継続的な運営に向けた支援を行うこと。特に「広域観光周遊ルート」の実施主体である広域連携ＤＭＯについては国からの運営費に係る支援がないことから、支援制度を早急に検討すること。

３　サイクリングを核とした観光振興に対する支援

（１）世界に誇りうる質の高いサイクルルートに対する認定制度（ナショナルサイクルルート（仮称））を創設し、認定されたサイクルルートを国内外へ戦略的にＰＲすること。

（２）我が国のサイクルルートの利用環境をさらに高めるため、認定されたサイクルルートへのハード・ソフト対策に対して、財政支援等を講ずること。

４　多様なニーズに対応した宿泊サービスの提供に対する支援

外国人観光客の宿泊ニーズが高い日本家屋の空き家を宿泊施設として有効に活用できるようにするなど、多様なニーズに対応した宿泊サービスについて、地域の実情に応じて導入できるよう検討を行うとともに、地域の宿泊需給の状況や利用者の安心・安全の確保にも十分配慮した上で、法整備その他必要な対応について検討を進めること。

５　観光立国に向けた空港・港湾における訪日観光客の入国手続き改善等

（１）観光立国確立に向け、空港や港湾における訪日観光客のスムーズな入国審査のために人員拡充を図るとともに、手続の改善等を進め、特に空港は、国が掲げる２０分以内の入国審査時間の実現に向けて取り組むこと。

（２）今後の更なる訪日観光客の増加を図るため、訪日短期滞在ビザ免除対象国の拡充、訪日個人旅行の促進、国際会議等ＭＩＣＥの誘致、送客元の多様化など、積極的な対策を実施すること。

Ⅳ　社会・文教関係

11　保健・医療・福祉の充実等

（内閣府、総務省、財務省、厚生労働省）

【理　由】

急速な少子・高齢化の進行を背景に、認知症や寝たきりなど要介護者が増加する中で、すべての人が健康で安心していきいきと暮らせる社会を実現するためには、介護保険制度の円滑な運営、認知症高齢者対策や高齢者の住まいの確保対策の充実、さらには健康な高齢者が地域社会を支える役割を積極的に担うシステムづくりが必要である。

また、国においては、いわゆる一次予防の重点的な推進と生活の質の向上を目指した国民健康づくり運動（健康日本２１）を平成１２年度から推進されているが、この運動の目標を達成するためには、国・地方を通じ、行政や民間等多様な実施主体の連携による健康づくりを総合的に支援する社会環境の整備を進めていくことが不可欠である。

国は、医療費適正化の推進について、生活習慣病予防対策を主要な課題として位置付けているが、地方公共団体や医療保険者等が効率的な健康増進、疾病予防対策を推進できるよう地域・職域保健の連携の強化が必要である。

また、国において、夏頃に、医療費適正化基本方針を見直し、その後、各都道府県が平成２９年度末までに第三次医療費適正化計画を策定することになるが、策定に当たっては、地域の実情にあった策定が可能となるような枠組みとすることが必要である。

介護保険制度については、平成２７年度に制度改正が行われたが、安定的な運営を推進するためには、介護人材の確保に向けた従事者に対する処遇改善等への的確な対応や、増大する介護給付費に対応した国の財政措置が必要である。

国民健康保険制度については、国は、平成３０年度からの都道府県単位化に向けて国保の全体像を早期に明らかにするとともに、円滑な導入が行われるよう必要な財源を確保する必要がある。

障害者施策については、平成２５年４月に、障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が施行されたところであるが、都道府県、市町村、当事者団体等と十分意見交換しながら、計画的・段階的に制度設計を行い、具体的な工程表を示すとともに、地方公共団体が安定的に事業実施できるよう必要な財源措置を講ずる必要がある。

また、平成２８年４月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害者基本法に定める障害者への差別禁止の原則が具体化されることとなるが、音声言語中心の社会はろう者の情報取得や意思疎通を阻む原因となっており、ろう者が暮らしやすい環境づくりを進めるためには、手話に関する個別法の制定が必要である。

平成２７年４月から施行された子ども・子育てに関する新たな支援制度について

は、実施に伴い必要となる財源の確保を確実に行うとともに、地方の実情に応じた制度とする必要がある。

子育て支援施策については、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進していくことが極めて重要な課題である。とりわけ、合計特殊出生率は依然として低い水準にとどまっていることを踏まえ、国・地方公共団体・事業者が一体となった総合的、計画的な少子化対策を一層推進していく必要がある。

社会的養護については、「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられ、児童養護施設等の小規模化や家庭的養護の推進など、今後十数年先の方向性が示された。そこで、これに伴う必要な財源の確保など、国としての中長期的な対応方策を示すとともに、計画的に社会的養護の充実を図る必要がある。

また、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児の自立支援の更なる強化を図るため、今般児童福祉法の一部改正が行われたところであり、児童相談所、市町村、児童養護施設等の一層の体制強化が必要である。

ＤＶ被害についても、依然として多くの相談があり、迅速かつ広域的に対応できる体制を構築していくことは極めて重要な課題となっている。ＤＶに関しては、広域的な対応が必要であるとともに、基本的人権を保障する上で国レベルでの統一した基準を設け、ナショナルミニマムを確保する必要がある。

ついては、次の内容について提案する。

【提　案】

１　生涯現役社会づくりの推進

「高齢者の世紀」といわれる今世紀にあっては、高齢者を豊かな能力と意欲を持つ者としてとらえ、生涯を通じ、地域社会の一員としての社会参画の推進を図る必要がある。

こうした生涯現役社会の実現に向け、中高年からの健康づくりや社会参画の仕組みづくりについての省庁横断的な具体的対策を策定すること。

２　認知症高齢者対策の確立

（１）深刻化する認知症高齢者問題に対処するため、発症予防や治療に関する調査研究の積極的な推進、医療・介護現場の実態を踏まえた人材の確保と資質向上、地域における支援体制の構築に向けた、具体的な施策の検討を行うとともに、診療報酬や介護報酬への適切な評価についても検討を行うこと。

（２）認知症介護指導者養成研修については、今後、受講者の増加が見込まれることから、研修機会の拡大とともに、研修場所の地理的な配慮など受講者の負担軽減を図ること。

（３）認知症高齢者の行方不明について、徘徊した認知症高齢者等を早期に発見するため、地域で見守る環境づくりや広域連携の取組に対する支援を行うこと。

３　高齢者の住まい対策

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅については、利用者処遇が適切に確保できるよう設備、人員等基準について、具体的な基準の解釈を示すなどの方策を講じるとともに、指導監督権限を明確にすること。

４　保健・医療・福祉施策の充実

（１）壮年期からの健康づくりを着実に推進するため、市町村の健康増進事業のための適切な支援を行うとともに、十分な財源を確保すること。

（２）医療従事者の安定的確保のため、医師をはじめとして、保健師、助産師、看護師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等の養成及び資質向上対策を充実し、その確保定着対策を推進すること。

（３）社会福祉施設職員等社会福祉事業従事者の安定的確保のため、人材養成及び資質向上対策を充実し、その確保・定着を図ること。

（４）生活福祉資金貸付事業「不動産担保型生活資金」について、不動産に係る債権管理及び処分を行う全国的な機関を整備するとともに、貸付元利金が回収できない場合の国による原資補てんを行うこと。

（５）介護保険や医療保険における低所得者への負担軽減制度については、社会保障制度改革における議論の中で、抜本的な対策を検討すること。

（６）ひきこもりやニートなど社会参加・自立が困難な子ども・若者に対する相談・支援体制を整備するため、市町村や民間の支援機関への財政支援の拡充など、支援施策を充実すること。

５　健康づくり対策の充実及び健康増進・疾病予防対策の推進

（１）効果的な運動の推進を図るため、地域の健康づくり活動の核となる保健師、管理栄養士等の確保や民間ボランティア組織に対する支援の充実を図ること。

（２）「健康日本２１」に掲げる目標値等の達成を図るため、地方公共団体や医療保険者、健康づくり関係団体等が実施する普及啓発活動、健康教育、人材・グループ養成、技術・情報支援、その他施設整備も含めた環境整備等の健康づくり事業に対する技術的支援の充実と財源措置を図ること。

（３）生涯を通じた健康づくり支援等が行えるよう、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法、労働安全衛生法などに基づく制度間の整合に配慮するとともに、効率的な健康増進・疾病予防対策が図れるよう地域・職域保健の連携の強化を推進すること。

６　特定健康診査・特定保健指導の充実

（１）特定健診の評価や特定保健指導の方法について科学的な実証の積上げを行い、地方自治体等に対し、情報の提供を行うこと。

（２）受診率向上のため、受診内容が受診者にとって魅力的なものになるよう科学的根拠を踏まえつつ健診項目を見直すこと。

（３）健診や保健指導のデータを早期に地方自治体で利活用できるようデータ集計の流れを改めるとともに、国での分析結果を早期に還元し、施策の企画立案や行政指導に活用できるようにすること。

７　がん検診の実施主体等の法的位置付けの明確化

効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、特定健診と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含む「がん検診の実施範囲」について、がん対策基本法に検診実施主体を明記するなど、法的に明確に位置付けること。

また、検診実施者間の情報共有が可能となるよう、法整備を行うこと。

８　予防接種実施支援の充実

（１）子宮頸がん予防ワクチン、Ｈｉｂワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンは平成２５年度から、水痘ワクチン及び成人用肺炎球菌ワクチンは平成２６年度から、さらにＢ型肝炎ワクチンは本年度から定期接種の対象となった。ついては、厚生労働省で検討が進められている残りのワクチン（おたふくかぜ及びロタワクチン）についても、早期に結論を出すこと。

（２）定期接種化される予防接種に係る費用については、全国一律に予防接種が推進されるよう国において適切な財源措置を行うこと。

９　ハンセン病問題対策の推進

（１）ハンセン病問題についての正しい理解の全国的な普及啓発活動や社会復帰の実現に全力で取り組むこと。

（２）ハンセン病患者・回復者の方々に対する偏見・差別の解消や社会復帰を希望される方々への支援に対し、ハンセン病療養所においても充分な支援・協力を行うこと。

（３）ハンセン病療養所が保有する史料の保全のための措置を講じるとともに、各療養所の将来構想の実現に向けて全力で取り組むこと。

10　介護保険制度の円滑な運営のための支援等

（１）平成２７年４月の介護報酬改定においては、従来の処遇改善加算に更に上乗せされた区分が創設されたところであるが、次期改定以降においても、介護職員の賃金水準を適正に評価した報酬となるよう、引き続き制度の維持を図ること。

（２）介護給付費の増大が見込まれることから、被保険者の負担軽減や地方公共団体の財政負担に対する十分な財政措置を講じること。

11　障害者施策の充実

（１）障害児の利用者負担を算定する際の世帯の範囲が、世帯全員とされているのに対し、障害者の利用者負担の場合は本人及び配偶者とされており、また、保育所の保育料の場合は原則として保護者とされ、不均衡が生じている。ついては、障害児の利用者負担を算定する場合の世帯の範囲も保護者のみとすること。また、障害児通所支援に係る利用者負担については、多子軽減措置の制度において、障害児通所支援を利用していても減免の対象とならないケースがあることから、軽減対象を拡大するよう、制度内容を見直すこと。

（２）地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実のため、医療的ケアが必要な重度の障害児者等が必要なサービスを受けられるような報酬の設定、必要な施設整備費予算の総額確保を行うこと。

（３）障害児者が地域で生活し、社会参加を促進していくためには、相談支援、移動支援等の地域生活支援事業が特に重要となる。

　地域の創意工夫により必要な事業を躊躇することなく、これらの事業を十分実施できるようにするため、県及び市町村が実施する地域生活支援事業への財政的支援を拡充すること。

（４）発達障害については、発達障害者支援開発事業の成果等を踏まえて、発達障害の障害特性に応じた支援を行うための障害児通所施設、自立訓練等のサービス体

系の検討をすること。

（５）軽度・中等度難聴児については、補聴器購入に際して障害者総合支援法による公的助成の対象となっておらず、特に低所得世帯の場合、親の経済的負担は大きいものとなっていることから、補聴器購入に対する助成制度を創設すること。

（６）ろう者の個性と人格が尊重され、手話を使いやすい社会を実現させるために、手話に関する施策について定める「手話言語法」（仮称）等の検討を行うこと。

12　新たな難病対策に係る国庫所要額の確保等

「難病の患者に対する医療費等に関する法律」に基づき、国が負担することとなる費用については、その所要額を確保し、地方の負担が増大しないようにすること。

13　子ども・子育て支援新制度の推進

待機児童を出さないよう保育の量を確保するため、保育士の処遇改善や保育士加配に対する加算措置の充実など、子ども・子育て支援新制度における量的拡充と質の改善に必要となる財源を確実に確保すること。

14　地域少子化対策重点推進交付金の恒久化

少子化対策については、取組をより加速するため、地域の実情に応じた切れ目のない支援を集中的に行うことが必要である。このため、地域少子化対策重点推進交付金については、当初予算に計上したうえで継続するとともに、対象分野を拡大するなどの柔軟な制度運用を可能なものとし、多くの自治体が取り組めるよう、補助率の引き上げと規模の拡大を図ること。

15　妊娠・出産・育児に係る負担軽減の措置

（１）現在、自治体が独自に実施している子どもに対する医療費の助成については、国の責任において全国一律の制度を創設すること。それが実現するまでの間においては、各自治体が医療費助成を確実に実施できるよう十分な財源を確保すること。また、自治体が子どもに対する医療費の助成を実施した場合などの国民健康保険制度における国負担金等の減額調整措置は、即刻廃止すること。

（２）子どもを望む夫婦が安心して早期に不妊治療が受けられるよう、不妊治療及び不妊症検査に係る保険適用の拡大や特定不妊治療への助成額の増額、所得制限の緩和を行うこと。

（３）社会全体で子どもを育てるという認識に立ち、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料・教育費や子どもの医療費の軽減など、国の責任において、大胆な経済的支援制度を創設すること。

16　女性の活躍促進、仕事と家庭の両立に向けた社会環境の整備

（１）女性の就業継続や再就職・創業支援、男性の家事・育児・介護の分担に対する意識改革、保育所や放課後児童クラブの充実による待機児童対策、育児や介護に関する休業制度が利用しやすい職場風土の醸成といった環境づくりや介護サービスの充実などの取組を総合的に推進し、誰もが仕事と家庭を両立でき、安心して働き続けられる環境を整えること。

（２）税制面などのインセンティブ等により、女性の活躍や男性の家事・育児参画の促進に向けた取組を行う企業の支援を充実させること。

17　社会的養護の充実

（１）社会的養護の養育と支援の質の一層の向上を図るため、社会的養護の現場で働く保育士等の処遇改善について、より一層の拡充を図ること。

（２）児童養護施設等に入所する児童に対する就職に有用な自動車運転免許等の資格取得や大学等への進学に対する支援をより充実するなど、自立支援策のより一層の拡充を図ること。

18　児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防、事後のケア、再発防止等の対策を充実強化するとともに児童相談所、市町村及び児童養護施設等の体制強化を図ること。対策強化に当たっては、地方公共団体や児童養護施設からの意見を十分反映させ、児童福祉法の一部改正に対応するために必要となる財源措置を講ずること。

19　ＤＶ被害者支援の充実

（１）自治体によって大きな差異が生じないよう、ＤＶ被害者対策について、一定の水準を確保すること。

（２）ＤＶ被害者の広域対応に係る財源も含めた対応策の再検討を行うこと。

20　新たな国民健康保険制度の円滑な導入

国民健康保険制度改革により、都道府県は国保の財政運営の主体としての責任を担うことになるが、これに伴い必要となる国保事業費納付金等算定標準システムの導入経費等、この度の制度改革に伴う必要経費は、国が責任を持って全額措置すること。

21　医療費適正化の推進

第三次医療費適正化計画の策定に当たっては、後発医薬品の普及や特定健診、特定保健指導の実施率を具体的な数値目標として掲げ、効果額等を推計する必要があるが、地域の実情にあった計画策定が可能となるような枠組みとするとともに、計画に沿った取組を実施するために必要となる財源措置を講ずること。

12　医療保険制度の見直しへの対応及び地域医療の確保等

（総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省）

【理　由】

高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中、持続可能な社会保障制度の確立を図る必要がある。

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成２７年５月２９日に公布され、平成３０年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることとされたが、国においては、引き続き国民健康保険制度の財政上の課題解決に取り組んでいく必要がある。

また、医療提供体制については「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が平成２６年６月２５日に公布され、都道府県は地域医療構想を策定し、より効率的で質の高い医療提供体制を構築していくことが求められているが、その実現に向けては、国としても国民や関係機関に十分な説明をする必要がある。一方、地域によって後期高齢者の人口構成や医療を取り巻く事情は異なることから、地域の実情に応じた対応が必要である。

医師の地域偏在や診療科偏在、看護職員不足は、健康で安心な住民生活を支える医療サービスの安定的な提供に極めて深刻な影響を及ぼしている。こうした問題は地方だけでは解決できないことから、国において積極的な対策を講じていく必要がある。

がんについては、中国地方において、死亡原因の第１位であり、各地域でがん対策を着実に進めるためには、がん診療の拠点となるがん診療連携拠点病院等の指定を進めていく必要があるが、医療従事者等の不足のため、がん診療連携拠点病院等の指定要件の充足が困難な医療機関があり、地域の実態に即した弾力的運用が必要である。

また、「がん登録等の推進に関する法律」に基づく全国がん登録については、平成２８年１月から開始されたが、地方自治体における事務や全ての病院が行う届出等の実務が円滑に実施されるためにも、より一層の登録業務従事者の人材育成等の体制整備及び適切な財源措置が必要である。

さらに、化学療法や放射線治療等を担う専門医の数は欧米に比べ圧倒的に少ないなど、これら専門医や外科医の養成・確保は急務である。

救命率向上を図るため、救急救命士が行う応急処置の知識、技能を医学的観点から維持、向上させるメディカルコントロール体制の整備推進は、救急救命士の業務拡大を図っていく上での前提であり、地域における救急救命士の教育・研修体制の整備を進めていく必要がある。

ついては、次の内容について提案する。

【提　案】

１　医療保険制度の見直しへの対応等

（１）国民健康保険制度の安定運営

平成３０年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となるにあたっては、平成２７年２月１２日の国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。

また、国は将来にわたり持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

国民健康保険制度改革に伴い必要となる国保事業費納付金等算定標準システムの導入経費等、この度の制度改革に伴う必要経費は、国が責任を持って全額措置すること。

（２）医療費の適正化の推進

医療費適正化の推進に当たっては、医療費に多大な影響を与える診療報酬等に権限を有する国が主導的役割を果たすこと。また、特定健診・特定保健指導等が円滑かつ適正になされるよう国において適切な対策を講じるとともに、保険者に対する確実な財政支援措置を継続すること。

併せて、特定健診・特定保健指導による医療費への実証ある適正化効果を明らかにすること。

第三次医療費適正化計画の策定に当たっては、後発医薬品の普及や特定健診、特定保健指導の実施率を具体的な数値目標として掲げ、効果額等を推計する必要があるが、地域の実情にあった計画策定が可能となるような枠組みとするとともに、計画に沿った取組を実施するために必要となる財源措置を講ずること。

（３）療養病床の再編成

療養病床の再編成については、介護療養病床の廃止を６年間延期する法改正がなされたところであるが、国においてはこれまでの政策方針は維持するとしていることから、介護療養型老人保健施設等への転換の際には、現に療養病床に入院している患者の受け皿として機能するよう、必要に応じて人員基準や介護報酬の見直し等を行うこと。

また、転換年度によって助成額が異なることのないよう、引き続き必要な財源確保をすること。

併せて、介護療養病床の廃止期限の延長後の新たな療養病床の在り方や再編成方針を早急に明らかにすること。

（４）後発医薬品の普及促進

後発医薬品の使用が促進されるよう、後発医薬品に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、品質確保対策の拡充や供給体制についての産業界への指導を引き続き行うこと。

２　医師等の確保対策の推進

（１）診療報酬の充実、医師の勤務条件の充実

産科、外科、小児科などの特定診療科の医師やへき地医療、救急医療などを担う医師が確実に確保できるように、医療費の負担の在り方を考慮しつつ、実効性

のある診療報酬の見直しを行うこと。

（２）地域医療等に関する医学教育の取組

地域医療を担う医師の重要性に鑑み、必修化も含め大学医学部における地域医療教育を充実すること。

また、地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を養成するため、教育体制の強化を図ること。

（３）医師の適正配置及び必要な入学定員枠の確保

近年、医学部定員の拡大が図られているが、産科、外科、小児科やへき地医療、救急医療など医師が不足する分野に誘導する仕組みを構築すること。

また、人口や、医師の地域偏在や特定の診療科における顕著な医師不足の実態及び高齢化の進展などを考慮した今後の医療ニーズの動向などを踏まえ、医学部定員数の拡大に柔軟に対応すること。

併せて、入学定員枠の拡大に当たり、奨学金制度の創設が都道府県に義務付けられているが、奨学金制度の運営にかかる経費について、地方財政上の措置を拡充すること。

（４）女性医師の就業体制の整備

増加傾向にある女性医師の幅広い就業体制を整備するとともに、離職者のための再就業支援の更なる充実を図ること。

（５）病院勤務医師の勤務環境改善への取組

救急医や産科・外科・小児科医などの病院勤務医の就労環境の改善が急務であり、医師や看護師・助産師の増員、医療関係職種の役割分担・業務範囲の見直し等、財源を含めた支援策を検討すること。

また、開業診療所医師に対する、救急医療や夜間診療への協力を促進させるための制度について検討すること。

なお、医療従事者の手厚い配置に向けた指導や診療報酬等による誘導策は、就業環境の改善や、より質の高い医療の提供につながるものと考えられるが、対応を委ねられる個々の医療機関にとって、医師や看護師の確保が極めて困難な状況の中で、直ちにその実現を図るのは至難であり、国において、こうした実態を踏まえ、計画的・段階的に改善を図る取組を検討すること。

（６）中山間地域に勤務する医師のための研修制度の創設

中山間地域の公的医療機関等に勤務する医師のモチベーションを高め、中山間地域での医療従事を志望する医師の増加誘導策として、当該地域での従事医師に限定した国内外での長期研修制度等を創設すること。

（７）医師偏在の是正につながる専門医制度の見直し

平成３０年度に開始が予定されている新たな専門医制度においては、都市部の病院に研修医が集中することが懸念されることから、国が責任をもって医師の地域偏在につながらないよう必要な措置を講じること。

（８）看護職員の確保対策の推進

看護職員の養成、勤務環境改善による離職防止、再就業促進等の取組に対する財政支援の充実を図ること。また、勤務環境の改善や医療安全の観点から、夜勤の拘束時間等の実態を把握し、適切な夜勤の拘束時間等について指針を示し、拘束時間や夜勤回数について実効性のある改善が図れるよう医療機関の体制整備を支援すること。

（９）地域医療構想に基づく施策の実施

地域医療構想は、厚生労働省令で定められた算定方法により、将来の必要病床数を算定することとなったが、国が目指す将来の医療提供体制について、改革の必要性も含め国民に十分説明し、理解を得ること。

特に、医療法の改正により、国民に医療を適切に受ける努力義務が課せられたが、国民の理解と協力を得られるよう、積極的な情報発信や啓発活動など取組の推進を図ること。

また、地域医療構想の検討過程で明らかとなる、在宅医療体制確保等の課題の解決に向けた施策の実施について、財源措置も含め国が責任をもって対応すること。

(10) 地域医療介護総合確保基金

地域医療介護総合確保基金について、地域の実情に応じた取組が可能となるよう柔軟な制度とすること。また、離島や中山間地域では、在宅医療を含む地域医療体制の整備や医療従事者の確保が重要な課題となっており、基金の配分に当たっては、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備に重点化することなく、こうした都道府県の実情に応じた配分を行うこと。

(11) 医療提供体制整備の推進

ドクターヘリの運航、救命救急センターや周産期母子医療センター等の運営は、地域医療の水準を維持するための重要な事業であり、継続的に実施する必要があるうえ、医療機関の施設・設備の整備も計画的に推進していく必要があることから、国においては、それらの事業の財源として充当される補助金の十分な予算を確保すること。

３　がん医療の充実

（１）がん診療連携拠点病院等の指定

がん診療連携拠点病院等の指定更新に当たっては、地域の専門的医療従事者の不足などの実情を踏まえ、弾力的運用を行うこと。

（２）全国がん登録と予算確保

平成２８年１月から実施している全国がん登録について、長期にわたり安定した運用が図られるよう、医療機関の届出実務者の育成支援（指導者研修）など必要な体制整備及び財源措置を講ずること。

（３）がん医療を担う医師の育成・確保

がんの化学療法や放射線治療を専門とする医師を育成するとともに、がんの手

術療法を担う外科系の医師の育成及び確保を図ること。

4　メディカルコントロール体制の整備促進

（1）気管挿管実習の患者の理解を促すため、引き続き、国民への普及啓発活動を積極的に行うとともに、国立大学法人の附属病院や独立行政法人国立病院機構を中心とした病院実習受入協力システムの構築を図ること。

（2）救急救命士の実習受入を促進するため、国立大学法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構等の病院を含むすべての医療機関に対する財政的な支援を行うとともに、万一、実習中に事故が発生した場合の全面的な保障制度を国において整備すること。

13　原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

（財務省、厚生労働省）

【理　由】

原子爆弾被爆者は、被爆後７１年に当たる今日においても、社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にある。

高齢化が一段と進み、平均年齢は８０歳を超え、ひとり暮らしや寝たきりなど日常生活に介護を要する原子爆弾被爆者が年々増加しており、被爆者援護対策には解決すべき多くの問題が残されている。

ついては、次の内容について提案する。

【提　案】

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、国の責任において被爆者及び遺家族の実態に即した援護対策を一層充実強化すること。

１　より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用

原爆症認定制度については、平成２５年１２月に改正された「新しい審査の方針」により運用がなされているところであるが、現在も訴訟が続いており、行政認定と司法判断との乖離が解消されていない状況にあることから、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の趣旨等を踏まえ、より被爆者救済の立場に立って制度を運用するとともに、引き続き必要な見直しを行うこと。

さらに、原爆症の認定に係る審査に当たっては、引き続きより一層の速やかな審査を行うこと。

２　介護施策の拡充強化

訪問介護利用被爆者助成に係る所得制限を撤廃し、介護保険利用助成に係る助成対象サービスを拡大するとともに、財源措置も含め、国の責任において必要な施策を講じること。

３　被爆者健康診断内容等の充実強化

被爆者は、被爆の影響によりがんなどの疾病の発生率が高く、また、高齢化に伴い健康診断の重要性がますます高まっていることから、健康診断費の改善を図るとともに、診断内容については、高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査の健診項目を追加するなど、健診項目の充実を図ること。

４　原子爆弾小頭症患者の支援

原子爆弾小頭症患者は、原爆の放射線により、生を受けたときから今日まで、重い障害に苦しみ続けているとともに、親の死亡や高齢化により、安心した生活を営むことが困難となっている。

ついては、国において、原子爆弾小頭症患者の生活実態を理解し、生涯にわたり安心した生活が営めるよう、実態に即した支援を推進すること。

5　被爆者関係施設の整備充実

被爆者の医療・養護等を進めていく上で重要な原爆病院、原爆養護ホーム等の被爆者関係施設は、その特殊性から人的・物的負担が多く、経営に困難を来していることから、運営費を充実するとともに、施設・設備整備に当たっては、特に耐震化を図るとともに、老朽化に対応するため、より一層の助成措置を講じること。

6　医療及び介護保険における地方負担の改善等

被爆者医療については、被爆者の高齢化に伴い、多大な財政負担が生じている中、老人保健事業推進費等補助金（原爆分）の全国枠国費が平成２２年度以降、減額されている。

ついては、原爆被爆による健康上の障害の特異性と重大性にかんがみ、老人保健事業推進費等補助金の増額など、被爆者医療に係る地方公共団体の負担の解消に向けて、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること。

また、被爆者を多く抱える広島・長崎両県市に対しては、介護保険法による地方公共団体の負担が過度にならないよう財政措置を講じること。

さらに、法定受託事務である被爆者援護事務について、必要な人件費を負担すること。

7　在外被爆者の援護の推進

在外被爆者の援護については、在外公館等から被爆者健康手帳、原爆症の認定及び手当等の申請が可能となり、保健医療助成事業についても導入後、上限額が引き上げられるなど、改善が図られてきた。

また、平成２８年１月からは原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療費及び一般疾病医療費が支給されることとなった。

しかし、健康診断については、国内の被爆者に比べ十分な援護が受けられていない状況にあり、保健医療助成事業についても、居住する国や地域における実情に即した更なる制度の改善が求められている。

ついては、日本と医療制度の異なる様々な国等に居住する在外被爆者の実情を踏まえて、引き続き検討を行い、必要な改善を行うこと。

また、在外公館等を通じた各種申請手続等について、十分に周知し円滑な実施を図るとともに、手帳交付申請については、より一層の迅速な審査ができるよう、高齢化が進む在外被爆者の実情に即した対応を行うこと。

8　被爆二世の健康診断内容等の充実

被爆二世健康診断は、健康状況の把握と健康不安の解消を図る観点から、希望者に対して実施されている。

現在のところ、被爆二世に対する遺伝的影響を示す科学的知見は得られていないものの、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきている。

ついては、平成２８年度から多発性骨髄腫検査が追加されたが、引き続き被爆二世の置かれている立場を理解して、被爆二世健康診断内容等のより一層の充実を図ること。

14　学校教育の充実等

（財務省、文部科学省）

【理　由】

基礎学力の定着や学校生活への円滑な適応などの様々な教育課題を解決するためには、少人数学級を実施してよりきめ細かな指導を行うことが必要である。

現在、国においては、中央教育審議会答申を踏まえた教育改革が進められているところである。

このような状況の中で、２１世紀を担う子どもたちの教育環境の整備・充実を図る必要がある。

特に、平成２２年度から、国が自らの政策判断により実施してきた高校授業料の実質無償化については、公立高校に係る交付金算定において、従来地方公共団体が行っていた授業料減免分について、地方負担が残るとともに、私立高校についても、就学支援金が創設されたものの、引き続き保護者負担が残る場合があるなど、公私間格差解消という実勢面での対応が十分図られていない状況にあった。

こうした中、保護者負担の公私間格差是正等を図る観点から、平成２６年度入学生から新たに所得制限が導入されるとともに、私立高校については、所得制限の導入と併せ所得状況による就学支援金の加算措置が実施されるなど、一定の拡充が図られたが、依然として保護者負担が残るなど、公私間格差の解消までには至っていない状況である。

また、平成２６年度から創設された奨学のための給付金制度についても、新たに地方負担が生じることとなっている。

さらに、地方国立大学は、その地域の知的・人的資源の拠点として、教育、文化、産業振興などを通じて、地域の自立と発展に寄与しており、その果たしている機能、役割に鑑み、各大学の規模や特性等を十分考慮して、地方国立大学の主要な財政基盤である運営費交付金を安定的に確保していくことが必要である。

ついては、次の内容について提案する。

【提　案】

１　少人数学級の着実な推進

地方の主体性の下、少人数学級が実現できるよう必要となる教職員の定数を確保し、制度の改善を推進すること。

２　必要な教職員の確保等

教育改革を実現し、新たな職の設置、アクティブ・ラーニング等による学力向上の推進、特別支援教育の推進、深刻化する問題行動への対応、キャリア教育の充実、地域コミュニティの核となる学校づくりの推進などといった様々な教育課題に対応するために、必要な教職員を確保するとともに、現場の実情に即した弾力的運用を図ること。

３　公立学校の施設整備の促進

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、各自治体においては非構造部材等を含む耐震化への取組を加速化してきたが、未だ対策を必要とする学校施設が多く存在している。先般の平成２８年熊本地震では、多くの施設が避難所としても機能し、その安全性の確保が極めて重要であることが強く認識されたところである。

このため、非構造部材を含む学校施設の耐震化について、国庫補助の嵩上げ措置や地方財政措置のさらなる充実を図るなど、十分な財源措置を講じること。特に、Is 値 0.3 以上の建物についても、Is 値 0.3 未満の建物と同様の嵩上げ措置を講じること。

また、学校施設の老朽化が急速に進んでおり、安全面での不安を抱えた施設や機能面で不十分な施設が多く存在している。更に、特別な支援が必要な児童生徒等への適切な指導・支援など、多様なニーズに応じた施設整備が求められている。

こうしたことに適切に対応し、公立学校施設の整備を促進するため、国においても、補助率や補助単価の引上げも含め、全国の地方公共団体が計画している全ての公立学校施設整備事業が、整備計画どおり円滑に、かつ、確実に実施できるよう、必要かつ十分な財源措置を講じること。

４　私学振興の充実

幼児・児童・生徒数は、少子化により恒常的に減少しており、高等学校をはじめとする私立学校の経営は、極めて厳しい状況におかれている。

このため、我が国の学校教育における私立学校の役割の重要性に鑑み、私立学校振興助成法の目的である私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減、学校経営の健全性の確保を図る上で、国の財源措置等は極めて重要であることから、私学の総合的な振興方策の拡充強化について特段の配慮をすること。

また、私立学校施設の耐震化を促進するため、補助制度の拡充を図るとともに、事業量に見合う予算額の確保を行うなど、より一層の施策の充実を図ること。特に、小学校、中学校及び高等学校における耐震改築については、今年度で補助制度が終了するが、地方の実情等を勘案し、来年度以降も継続すること。

５　高校授業料の実質無償化等

（１）公立高校については、従来地方公共団体が行ってきた授業料減免などの施策にかかわらず、国の責任において、全額国負担とすること。

（２）私立高校については、公私間格差解消という観点から、引き続き就学支援金の拡充を図ること。

（３）単位制高校では、就学支援金が支給される単位数の範囲で卒業することが困難な者が多い実態があり、こうした実態に鑑み、履修単位の制限を廃止する等制度の改善を行うこと。

（４）奨学のための給付金制度の充実を図るとともに、全額国負担とすること。

（５）今後、就学支援金制度等を見直す場合は、必要な情報の提供を行うとともに、地方の意見を尊重すること。また、事務手続きの簡素化や準備期間の十分な確保に配慮するとともに、制度見直しに伴い生じる経費の全額について、国が財政措置を講じること。

６　国立大学法人運営費交付金の確保

国立大学法人運営費交付金については、法人化直後の公費投入額を踏まえ、必要な所要額を確保するとともに、その配分に当たっては、安易に競争原理や成果主義を導入せず、地方国立大学が安定的な財政基盤の下で、地域において果たしている機能や役割を引き続き発揮するとともに、持続的に発展できるよう十分に配慮すること。

Ⅴ　環境・エネルギー関係

15 環境保全対策の推進等

（総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省）

【理　由】

瀬戸内海については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく施策の積極的な推進や、藻場、干潟、自然海浜等の貴重な自然環境の維持のための対策が必要である。また、瀬戸内海の自然環境の保全と活用を図ることが必要である。

児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼については、社会経済活動の進展に伴い、富栄養化による水質悪化が懸念されたことから、湖沼法に基づく湖沼水質保全計画の策定など、水質浄化施策を推進中であるが、今後更に水質保全対策を実施するためには、国の技術面における支援及び財源確保が必要である。

科学技術の発達により、微量でも極めて有害な物質や生態系に影響を与える可能性があるとされる物質が、身近な生活の場においても使用されるようになり、新たな環境汚染が懸念されているため、その対策が必要である。

地方の美しく豊かな水環境を保全し、住民の快適な生活環境を実現するためには、下水道など汚水処理施設の整備を進めることが極めて重要である。

地球環境の保全や大気汚染等の生活環境問題解決のためには、低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減の技術開発などの対策が必要である。

日本の約束草案及び気候変動枠組条約第２１回締約国会議（ＣＯＰ２１）で採択された「パリ協定」を踏まえて策定された地球温暖化対策計画に従い、地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要がある。

土地の開発・売却の際や環境管理の一環として汚染調査を行う事業者の増加等に伴い、重金属や揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化しており、その対策が必要である。

特定外来生物の防除は、基本的に国の事務であり、国が責任を持ち、特定外来生物被害防止基本方針に沿って、国自ら積極的に防除を実施することが必要である。

近年の大気化学輸送モデル等の進歩により、高い時間的・空間的分解能でシミュレーションが可能となり、光化学オキシダントの大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下の可能性が指摘されている。広域的な大気汚染に対応するため、国際的な対応と早期の情報収集・提供が必要である。また、近年、国民の関心が高まっている微小粒子状物質（ＰＭ２．５）については、健康影響の解明が十分に進んでいないこと、特にインターネットを利用できない国民に対するＰＭ２．５濃度等の情報提供が不十分であることから、国民の不安を解消するための対策が必要である。

アスベスト問題に関する健康、環境、建築物対策等総合的な対策の推進のためには、アスベスト疾患への対応や、アスベスト廃棄物に関する処理技術の開発など、個別の対策の充実・強化が必要である。また、これらの対策に必要となる財政負担については、地方自治体と十分な調整が必要である。

近年、日本海沿岸では、海洋ごみが多量に漂着することが深刻な問題となってお

り、現状では県又は沿岸市町村において回収・処理されているが、膨大な労力や費用が大きな負担となっている。今後は、韓国等に対する外交努力の継続のほか、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）に基づき、国・県・市町村・事業者・国民・民間の団体等がそれぞれの役割を果たすことによって、効果的な回収・処理等の対策が図られる仕組みを早急に構築する必要がある。

また、瀬戸内海を中心に、漁業等の産業活動への影響が大きい漂流ごみや海底堆積物の問題が顕在化しており、海岸漂着物と同様の対策が必要である。

地方自治体等における公園の飼養鳥が高病原性鳥インフルエンザに感染し、家きんへの感染防止のため同所の飼養鳥を大量処分した事例において、防疫資機材の購入費用等は特別交付税で措置されたものの、飼養鳥の補償措置がなかったことから、家畜伝染病予防法に準じた支援措置が必要である。

全国的に頻発する渇水被害に対応するためには、水資源の開発による用水の確保が、極めて重要な課題となっている。しかしながら、水資源の開発は、長期の施工期間と多額の財政負担を伴うため、常に先行投資を行うことを要求されるとともに、多くの場合、未売水の保有により地方財政を圧迫していることから、国において財政負担軽減等の措置が必要である。

さらに、産業廃棄物最終処分場に係る規制は順次強化されているが、産業廃棄物最終処分場への不安の解消につなげるためには、維持管理積立金制度の一層の強化が必要である。

ついては、次の内容について提案する。

【提　案】

1　瀬戸内海環境保全対策の推進

（1）瀬戸内海環境保全基本計画推進に係る各種公共事業の促進を図ること。

（2）生活排水対策を効果的に推進するために必要な財源の拡充強化を図ること。

（3）海域の保全を図るため、海浜流失の調査・究明を行うとともに、浸食対策事業や海岸環境整備事業等の推進を図ること。

（4）瀬戸内海の有する多面的な価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とするための新たな施策を確立し推進すること。

2　児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼における水質保全対策の推進

（1）湖沼法指定湖沼における水質保全対策を積極的に推進すること。

ア　ヨシ原の適正な管理、浅場及び藻場の造成等の湖岸域の環境改善の積極的な取組

イ　湖底環境の改善などその他の効果的な湖沼直接浄化対策の調査検討

（2）湖沼の水質改善を図るための調査研究を推進すること。

ア　非特定汚染源負荷対策を促進するための調査研究の充実強化

イ　赤潮、アオコなどのプランクトンや水草、ユスリカの異常発生を防止するために必要な調査等の推進

ウ　湖沼の汚濁メカニズムについての総合調査の推進

（3）地方自治体やＮＰＯなどの関係団体が取り組む水質浄化策について、導水に係

る水利権制度の柔軟な運用や特別の財政支援など必要な措置を講じること。

３　有害化学物質対策の推進

（１）有害化学物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染を未然に防止するため、環境中の濃度や健康影響等の調査・研究を積極的に実施し、環境基準若しくは指針値の設定などに努めるとともに、実効ある排出抑制対策を推進すること。

（２）有害化学物質の効率的かつ簡易で安全な分析方法を早期に確立すること。

（３）微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等の処理体制を早急に整備するとともに、先行して実施している事業者に配慮しつつ中小企業者への処分費用の負担軽減制度など処理推進策を創設すること。また、使用中の全てのＰＣＢ含有電気機器の確実な処理に向けた具体的な方策を明確にすること。

４　下水道などの汚水処理施設整備事業の推進

遅れている汚水処理施設の整備を一層促進するため、下水道事業や浄化槽事業などを積極的に推進するとともに、市町村が必要とする財源の一層の充実を図ること。

５　低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減対策の充実強化

低公害車導入のための支援制度の拡大・充実を図るとともに、電気自動車や水素自動車、燃料電池車、クリーンディーゼル車の普及などにより、二酸化炭素等自動車排出ガスの低減対策を充実・強化すること。

６　地球温暖化対策の推進

新たに策定された地球温暖化対策計画に基づく対策の推進に当たっては、次の事項に配慮すること。

（１）地方において、地域の自然的・社会的条件に応じた温暖化対策が推進できるよう、新たな地方税を創設するなど地方自治体の温暖化対策に活用できる財源を確保すること。

（２）地域の実情に応じた温暖化対策として、地域住民や事業者への普及啓発を始め、省エネルギーや再生可能エネルギーに関する新技術の開発や利用等を促進するため、優遇税制措置や助成制度の一層の充実・強化を図ること。

（３）森林吸収源対策として、森林の整備・保全対策を強力に推進するとともに、森林吸収源対策及び地方の温暖化対策に関する安定的な財源の確保については、平成２８年度与党税制改正大綱において市町村が主体となった森林・林業施策を推進するために必要な財源として、税制等の新たな仕組みを検討することとされたが、その検討に当たっては、森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、既存の森林環境税等との関係などの課題についても、地方の意見を踏まえて、しっかりと調整すること。

（４）民生部門の温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策地域協議会を活用した県や市町村レベルの国民運動の推進体制を整備するとともに、地域協議会による特色ある取組に対する支援を行うこと。

７　土壌汚染対策の推進

（１）経済的・効率的な土壌汚染の修復技術等の開発を図ること。

（２）土壌汚染対策の推進に必要な財源を確保するとともに、土壌汚染対策法に定め

られた基金の助成要件を緩和すること。
（３）土壌汚染対策法の施行を適正に行うため、調査命令の発出等判断基準を明確に示すこと。

８　特定外来生物の防除の推進

特定外来生物の侵入による生態系、農林水産業、生活環境など各種被害を防止するため、特定外来生物の侵入の早期発見、初期段階における迅速かつ効果的な防除の実施体制の構築並びに防除技術の開発を行うこと。また、地方自治体等が行う自主的な防除事業に必要な、捕獲器や薬剤の購入に要する経費に対して、継続的な財政支援措置を行うこと。

９　光化学オキシダントや微小粒子状物質の大陸からの移流等への対応強化

（１）光化学オキシダント・微小粒子状物質による大陸からの影響や成層圏からのオゾン降下について、国内のみならず、東アジア（韓国、中国、台湾）各国と協力して、調査・研究を推進し、原因究明を行い必要な対策に取り組むこと。
（２）各測定地点におけるオゾン濃度や気流状況の解析を踏まえた、光化学オキシダント発生予報が可能な予測システムを構築すること。
（３）微小粒子状物質による健康への影響に関する国民の不安を払拭するため、健康影響に関する科学的知見の充実を図り、国民へのきめ細かな情報提供を行うこと。
（４）「注意喚起のための暫定的な指針」に基づく注意喚起について、全国の観測データの収集･分析に基づく、より精度の高い判断方法、効果的な周知方法を示すこと。

10　アスベスト対策の充実・強化

（１）アスベスト関連疾患への対応など健康対策を充実すること。
ア　市町村が実施する検診事業における対象者の拡大など、アスベスト関連疾患に係る検診体制の拡充に向けた財政支援措置の創設
イ　悪性中皮種や肺がんなどとアスベストの因果関係の早期究明及びアスベスト関連疾患の早期診断方法や治療法の確立
ウ　アスベストに係る室内環境許容基準の設定
エ　解体等作業現場におけるアスベスト規制基準の設定と、基準超過した場合における指導指針等の作成
（２）建築物におけるアスベスト調査、除去等の対策工事への財政的支援制度の充実等を行うこと。
ア　私立学校や私立専修学校等の各種学校、医療機関、社会福祉施設等のアスベスト調査、対策工事等に係る財政的支援制度の拡充等
イ　アスベスト対策について、安全かつ低コストな技術・工法の確立及び専門知識を有する人材の早期育成
ウ　建材中のアスベスト含有の有無についての簡易な判別方法の確立
（３）アスベスト廃棄物処理技術の開発、事業化に対する支援や、アスベスト廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理施設に対する財政的支援措置を創設すること。

11　海洋ごみ対策への政府の一体的な取組

（１）海洋ごみ（海岸漂着物、漂流ごみ、海底堆積物）の回収・処理等の対策を推進するため、地方自治体が実施する海洋ごみ対策について、必要な事業費の確保や

地方負担の撤廃など、十分かつ恒久的な財政措置を講じること。

（２）国は外交ルートを通じて日本海対岸諸国に対し、各国内における海洋ごみに係る原因究明とその防止策、監視体制の強化などを強く要請すること。

12　高病原性鳥インフルエンザに感染した飼養鳥処分への支援

高病原性鳥インフルエンザの家きんへの感染拡大を防止するため、地方自治体等の公園や動物園等の飼養鳥の処分に対して、家畜伝染病予防法に準じた支援措置を講じること。

13　水資源対策の推進

当分の間、十分な用水需要の見込めない先行水源について、国において、財政負担軽減等の必要な措置を講じること。

14　産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金制度の強化

（１）維持管理積立金制度について、積立金の未積立に対する強制徴収に関する仕組みの構築や未積立に対する罰則の規定を設けるなどにより、確実な維持管理積立金の積立が確保されるよう、制度の強化を図ること。

（２）独立行政法人環境再生保全機構に対し、物価水準の変動に応じた利息を維持管理積立金に付させ、当該利息を維持管理積立金に繰り入れさせること。

16　次世代エネルギーへの取組の推進

（経済産業省）

【理　由】

東日本大震災後、我が国のエネルギー政策が大きな転換点を迎え、エネルギー源としての石油や天然ガスなどの重要性が益々高まっているが、将来的に化石燃料の枯渇化や地球温暖化の進行等、エネルギー問題の深刻化が懸念される中で、水素エネルギーは、燃料電池自動車や家庭用の定置型燃料電池等のエネルギー源として大きな期待が寄せられている。

国においては、「日本再興戦略 2016」に燃料電池の技術開発・低コスト化や、水素供給インフラの導入支援、燃料電池自動車・水素インフラに係る規制の見直しを明記するとともに、２０２０年までに、燃料電池自動車の普及台数目標を４万台、水素ステーション整備目標を１６０箇所程度と明示したところである。

中国地方においては、瀬戸内沿岸のコンビナートの水素製造能力は全国の約四分の一を占め、高い供給ポテンシャルを有しており、新たなエネルギーの供給拠点としての事業展開が期待されており、２０１３年６月には、中・四国、九州地方で初となる液化水素製造工場が周南コンビナート内で操業を開始するとともに、２０１５年８月には周南市に液化水素ステーションが設置されたところである。

こうした国の動きや瀬戸内沿岸のコンビナートが持つ高い優位性を活かし、水素供給システムや燃料電池の部素材等の研究開発を促進し、水素関連産業の育成を図るとともに、水素社会の実現に向けて水素を活用した地域づくりを進めていく必要がある。

また、こうした中、近年、我が国の周辺海域でメタンハイドレート等の海洋エネルギー資源の開発が注目されている。一次エネルギーのほとんどを海外に依存している我が国において、安全保障の観点からも国産エネルギー資源として大変重要である。

しかしながら、メタンハイドレートの開発は太平洋側を中心に進められている。また、石油や天然ガス等の受入施設等はその大半が太平洋側に集中しており、今後、想定される首都直下型などの巨大地震等により被災した場合は、産業や国民生活に計り知れない影響を及ぼすことが懸念される。

国においては、新たな海洋基本計画等の中で、表層型メタンハイドレートの資源量調査目標を初めて設定された。そして、２０１３年度から調査を開始し、表層型メタンハイドレートの賦存を確認されたところである。しかしながら、本格的な日本海側の開発に向けての動きは、未だ端緒についたばかりである。我が国のエネルギーの安定供給及び産業や経済の活性化などを図るため、その開発を一層加速化させる必要がある。

【提　案】

1　「水素ステーション」の設置及び運営に対する支援の継続実施

2　先導的な研究開発や新事業展開に対する支援

3　燃料電池自動車、バス、フォークリフトなどの導入加速支援

4　水素の供給や利用を促進するため、水素サプライチェーンの構築に対する支援策の構築

5　日本海沖におけるメタンハイドレートの開発に向けた本格的な資源調査及び採掘技術の開発の促進

（1）日本海沖におけるメタンハイドレート等資源調査においては、モデル地域を設定して、開発に向けた様々な取組が促進するように調査・研究開発費等を拡充すること。

　また、調査に当たっては、メタンハイドレートの実用化に直結する工学研究や地方における調査研究体制の整備についても、適切かつ効果的に促進すること。

（2）日本海沖でのメタンハイドレートの商業化に向けたロードマップを策定するとともに、採掘技術の開発を促進すること。

　また、採掘技術の開発に当たっては、日本海側における中小企業等の技術・人材を活用するなど、地元技術・国産技術を徹底的に活用・育成すること。

（3）大災害の発生時等におけるリダンダンシーの確保や、日本海国土軸の形成の視点も踏まえ、日本海における海洋エネルギー資源の開発に伴って必要となるエネルギー供給基地や輸送パイプラインの整備を推進すること。

（4）資源の開発が行われる地元に、その供給によって生まれる富が還流する仕組みづくりを検討すること。

Ⅵ　領土・基地関係

17　竹島の領土権の早期確立等

（内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、国土交通省）

【理　由】

竹島は歴史的にも国際法的にも、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土である。

しかし、韓国はこれまで半世紀以上にわたって同島を不法に占拠し、排他的経済水域や漁業権などの我が国の主権が行使できない状況にしている上、最近では、竹島周辺海域での総合海洋科学基地建設計画など、竹島の実力支配の強化を図ろうとしている。

そうした中、平成２４年８月には、韓国大統領が竹島へ上陸し、さらには、竹島周辺での防衛訓練、国会議員団の上陸など相次いで強行された。

また、日韓両国政府間で排他的経済水域の境界画定交渉が継続されているが、竹島の取扱いを巡り両国の主張は平行線をたどっている。

領土問題は国家、国民にとって基本的な問題であり、国と国との外交交渉で平和的に解決されるべき事柄であるにもかかわらず、このような韓国側の度重なる動きは、我が国の国民感情を逆なでするものであり、極めて遺憾である。

また、外交交渉を進める背景として、竹島問題に関する国民の理解を深めるとともに、その解決に向けた意識の高揚を図ることが何より大切である。

特に、全国の小学生、中学生あるいは高校生が竹島問題について理解を深めることは国民世論の喚起のために極めて重要である。

さらに、国境に位置する離島に人が住んでいることが他国による不法占拠の防止や領土保全につながっていることを考慮し、また、改正離島振興法附則において特に重要な役割を担う離島の保全及び振興に関する検討が明記されたことを踏まえ、生活基盤確保のための特別措置を講じることが必要である。

ついては、次の内容について提案する。

【提　案】

衆参両議院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成２４年８月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成１８年６月）」を踏まえ、次の事項について早期に具体化を図ること。

１　竹島の領土権の早期確立

竹島における施設建設などの最近の韓国の動きに対して、厳重なる抗議を重ねるとともに、国際社会へ日本の立場を訴えること。また、国際司法裁判所への単独提

訴を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。

２　広報啓発・研究体制の強化

内閣官房　領土・主権対策企画調整室を中心に、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。また、研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存などを積極的に展開すること。さらに、竹島問題や国境離島に関する啓発施設を地元隠岐の島町に設置するとともに、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。

３　学校教育における指導の推進

児童生徒用副教材及び教師用指導資料を作成するなど、学校教育において、竹島問題を積極的に扱うよう指導を強めること。また、平成２６年１月に中学校及び高等学校の学習指導要領解説の一部が改訂され、竹島問題に関する記載が充実されたところであるが、学習指導要領においても竹島問題を取り上げること。

４　国境に位置する離島への支援

国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

18　日本海における漁業秩序の確立

（外務省、農林水産省、国土交通省）

【理　由】

新日韓漁業協定の締結により、日本海における我が国排他的経済水域では我が国の許可を受けて韓国漁船が操業するようになったが、韓国のはえ縄漁船に加え、近年、まき網漁船及びいかつり漁船等による重要漁場の占拠、操業妨害など漁業秩序を無視した操業が繰り返されるとともに、違反操業も後を絶たず、我が国漁船は操業不能、漁具被害により、水揚げの大幅な減少など甚大な損害を被っている。

一方、日韓暫定水域においては、韓国漁船の事実上の占拠状態が続き、我が国漁船は漁場から撤退せざるを得ない状態が続いており、我が国漁船の水揚げが大幅に減少するとともに、資源の悪化を招いている。

ついては、次の内容について提案する。

【提　案】

1　操業秩序の確立

日本海における我が国排他的経済水域において、韓国はえ縄漁船、まき網漁船及びいかつり漁船の重要漁場の占拠、我が国漁船への操業妨害等により、我が国漁業者が不利益を被っていることから、許可隻数の削減、操業規制の強化など必要な対策を講じるとともにバイかご、アナゴ筒、ズワイガニかご漁業の無許可操業を根絶すること。

2　暫定水域の資源管理等の推進

竹島の領土権の確立により排他的経済水域の境界線が画定し、暫定水域が撤廃されるまでの間、両国政府の責任のもとで、日韓暫定水域の資源管理、操業ルールを確立し、日本海の包括的な資源管理と安全操業の確立を図ること。

3　取締の拡充強化

我が国の領海、排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の拡充強化を図ること。

4　韓国・中国等外国漁船操業対策事業の充実

韓国・中国漁船等の違反操業や投棄漁具が継続して確認されていることから、韓国・中国等外国漁船操業対策事業を安定的に実施するための基金の一層の充実を図ること。

5　国直轄の漁場整備の推進

排他的経済水域の生産力を強化し、漁業経営の安定を図るため、まき網漁業の依存度が高いマアジ等を対象とする国直轄の漁場整備を推進すること。

19　岩国基地関連対策の推進・充実及び住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策

（総務省、外務省、財務省、防衛省）

【理　由】

基地周辺における地域住民の安全で平穏な生活を確保するためには、基地に起因する米軍構成員等による犯罪や航空機騒音の防止等の諸問題を改善する必要がある。

また、米軍機の低空飛行訓練による騒音や事故への不安等により、住民の平穏な生活が乱されるなど、地元住民への負担が生じている現状を改善していかなければならない。

ついては、次の内容について提案する。

【提　案】

１　岩国基地関連対策

岩国基地に起因する住民の様々な不安が解消されるよう、実効性ある安心・安全対策の実施等関連対策の一層の推進・充実を図ること。

（１）米軍構成員等による犯罪の防止対策の強化

米軍構成員等による犯罪を防止するため、米軍構成員等への再発防止策の徹底、基地外での詳細な居住状況の把握・防犯体制の強化、更に日米地位協定の見直し等を含めた抜本的な対策を講じること。

（２）騒音防止その他の安心・安全対策の推進

住民生活への影響が大きい夜間、早朝の飛行訓練の全面的禁止、住宅防音工事の対象拡大など航空機騒音の軽減・防止対策や航空機事故防止対策の充実等基地に起因する諸障害の改善に向けた実効性ある安心・安全対策の確保に引き続き最大限の努力をすること。

（３）基地交付金及び調整交付金の充実

基地交付金について、固定資産税の代替的性格を考慮し、対象資産に対する固定資産税相当額を交付するとともに、交付資産の範囲を拡大すること。

また、調整交付金について、所要の財源措置を図ること。

２　住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策

中国地方においては、依然として米軍機の飛行訓練が行われており、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校、保育所上空での飛行が行われ、１００dBを超える航空機騒音が測定されている。さらに、民家土蔵の倒壊、窓ガラスの破損などの実害も生じている。

こうした事態について、国の認識と現地の認識に相違があり、事態の改善が図られないという問題がある。

このような状況の中で、地元自治体では従前から自ら設置した騒音測定器により航空機騒音の測定を行っており、国では中国地方知事会の要望を踏まえ、島根県及び広島県に騒音測定器を各１台設置し、測定を開始したところであるが、今後、これらの測定結果をふまえた具体的な対応が必要である。

また、オスプレイについては、平成２５年３月に岩国基地を利用した飛行訓練等が関係自治体や地域住民に訓練計画の詳細な内容が明らかにされないまま実施されている。

さらに、平成１８年５月に閣議決定された在日米軍再編計画に基づき、米空母艦載機等の岩国移駐が予定される中、騒音被害や事故発生の危険性の増大等が懸念されている。

ついては、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識の上、速やかに次の措置を講じること。

（１）住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善

ア　国では、中国地方知事会の要望を踏まえ、中国地方に騒音測定器を２台設置されたが、引き続き、住民からの苦情が多い地域について、騒音測定器を増やすなど、国の責任において実態把握を実施すること。

イ　実態把握を速やかに行うため、地元自治体がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。

ウ　調査によって客観的に得られるデータ、住民からの苦情や地元自治体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最小限となるよう訓練内容について改善を求めることにより、具体的な低空飛行訓練による被害の解消につなげること。

　また、その結果を住民や関係自治体に説明すること。

エ　住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地元自治体の意向を尊重し、十分な意見交換を図ること。

（２）飛行訓練の事前の情報提供

住民の不安を軽減するため、住民生活に影響が大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、関係自治体や住民に事前に情報提供を行うこと。

また、オスプレイについても、事前に飛行訓練に関する十分な情報提供を行うとともに、必要に応じ、自治体や住民に対して、安全対策等に関する説明を行うなど、地域ごとの実情に配慮した対応をすること。

さらに、今後、横田基地に配備される予定のオスプレイについても、仮に中国地方へ影響が及ぶ場合には、適切に情報提供を行うこと。

（３）日米合意の厳密な遵守

日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与え、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置すること。